

令和 5 年度産業経済研究委託事業
(「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」
の改正に向けた木材関連製品の流通等に係る調査)

調査報告書

令和 6 年 2 月

株式会社矢野経済研究所

目 次

1. 事業目的	3
2. 事業の骨子	3
3. 実施内容	
(1) 定期報告の閾値調査.....	4
(1)－1：業界団体ヒアリング.....	4
①家具 閾値設定に関する情報、商流に関する情報など.....	6
②紙パルプ 閾値設定に関する情報、商流に関する情報など.....	8
③建材 閾値設定に関する情報、商流に関する情報など.....	12
④建具 閾値設定に関する情報、商流に関する情報など.....	14
(1)－2 閾値（案）設定に関する検討	15
①郵送アンケート調査.....	15
アンケート調査票.....	16
②閾値設定の検討.....	33
(2) 法律対象製品の見直しのための調査.....	34
(2)－1：ヒアリング結果まとめ.....	34
①家具 業界団体からの要望.....	34
②紙パルプ 業界団体からの要望.....	35
③建材 業界団体からの要望.....	36
④建具 業界団体からの要望.....	36
(2)－2：対象物品の追加・拡大検討.....	37
①対象物品の追加・拡大検討背景.....	37
②追加する対象物品.....	37
③対象物品の拡大（部材に主として木材を使用したもの（重量比 50%ルール）撤廃）	38
(3) クリーンウッド法対象製品の見直し、閾値設定、およびガイドライン制定のた めの協議会	39
①ガイドライン（案）の作成目的.....	39
②協議会	40
③ガイドライン（案）	64

1. 事業目的

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号。以下、「クリーンウッド法」という。）については、2023 年第 211 回通常国会において、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年 5 月 8 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行する予定。

改正法では、①川上・水際の木材関連事業者が合法性の確認等を行うことが義務化されるとともに、②一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する定期報告の義務付けが措置されている。

経済産業省では、クリーンウッド法の対象となっている家具・紙・建材等に関して、①輸入を実施している事業者の実態を把握し、下位法令の検討や改正法施行後の適切な運用に活用するとともに、②家具・紙・建材等の輸入事業者が改正法に従い適切に合法性確認を実施することができるよう、具体的対象物品を定めるガイドラインの作成、相談支援や普及啓発等を実施することとしている。

本事業においては、その基礎として、①業界団体・事業者からのヒアリングや文献調査により、法改正後に定期報告を義務付けられる「一定規模」以上の木材関連事業者における「一定規模」の閾値の検討と、②法の対象となる製品の再整理のための調査を行い、ガイドラインの素案作成やその検討のための協議会を実施する。

2. 事業内容の骨子

（1）定期報告の閾値調査

文献等調査、ヒアリング調査（30 社程度）を実施し、義務化対象となる物品ごと（紙、家具、建材等）。平成二十九年五月一日農林水産省・国土交通省・経済産業省令第 1 号「合法伐採木材の流通及び利用促進に関する法律施行規則」（以下、「省令という。）第 2 条に記載の対象物品）に、①主な輸入事業者、②輸入事業者数、及び、③事業者ごとの輸入数量や価額を把握し、設定する閾値の妥当性や対象事業者の状況を把握する。

（2）法律対象製品の見直しのための調査

業界団体へのヒアリング（10 団体程度）に同行し、クリーンウッド法の対象製品の拡大に関する業界団体のニーズ等を把握するとともに、対象製品の整理を行う。また、対象製品の拡大を踏まえ、対象製品の定義や解釈等を検討し、現行ガイドラインの改定案に反映させる。さらに、ガイドラインの検討に係る業界団体との協議会を 2 回開催し、協議会の意見を取りまとめの上、ガイドライン案を作成する。

3. 実施内容

(1) 閾値設定に関する調査

(1) - 1 業界団体ヒアリング

クリーンウッド法対象となる家具、紙パルプ、建材における下記、各業界団体について、クリーンウッド法対象物品の輸入実態等についてアリングを実施した。また、2023 年度時点において、クリーンウッド法の対象製品ではないが、今後、対象製品として希望している建具の業界団体についてもヒアリングを実施した（合計 10 団体へヒアリング）。

ヒアリングを基に、クリーンウッド法対象物品の範囲の整理、定義や解釈等の検討、対象製品の拡大に関するニーズ等を取りまとめた。

■ ヒアリング対象とした業界団体

対象分野	業界団体
家具	一般社団法人 家具産業振興会 一般社団法人 オフィス家具協会 全日本ベッド工業会
紙パルプ	日本製紙連合会 日本洋紙代理店会連合会 日本洋紙板紙卸商業組合 全国家庭紙同業会連合会
建材	一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会
建具	一般社団法人 全国建具組合連合会
小売	一般社団法人 日本 DIY・ホームセンター協会

業界団体へのヒアリング項目は以下の通り。

■ ヒアリング項目

- ①合法性確認木材等の量の報告における閾値設定の調査
 - ・クリーンウッド法対象物品ごとの輸入量
 - ・輸入量把握に適する単位（数量、金額） など
- ②ガイドラインの見直し
 - ・家具・建材における既存ガイドラインの問題点、過不足、改善要望 など
 - ・経済産業省によるガイドライン案作成に向けての要望事項
- ③クリーンウッド法対象物品の輸入に関する有力事業者
 - ・輸入量の大きい事業者名 など
- ④クリーンウッド法対象物品輸入時の商流
 - ・海外から国内流通までの商流、関連する事業者 など
- ⑤クリーンウッド法対象物品の輸入実態
 - ・1社あたりの年間輸入量
 - ・輸入の形態（完成品、部材での輸入状況） など

業界毎のヒアリング結果は下記の通り。

①家具

1. 輸入量の統計データの有無

- 財務省「貿易統計」で木製家具の統計がある。
- 財務省「貿易統計」のデータの単位は、金額、台数、重さの3つ。

2. 単位

- 数量ベースで把握すべき、との意見が多い。特に、「重量」「台数」等が適切。
- 金額ベースで比較する場合、数量は少なくとも価格の高い木材が対象、数量が多くても価格の低い木材が対象外となるのは理にかなわない。

3. クリーンウッド法対象物品の輸入に関する有力事業者

- ・ 大手家具製造小売事業者
- ・ 大手家具輸入小売事業者
- ・ 大手木製家具製造事業者
- ・ 大手オフィス家具製造事業者
- ・ 大手ホームセンター
- など

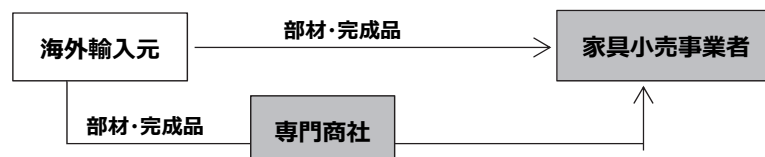
4. 商流

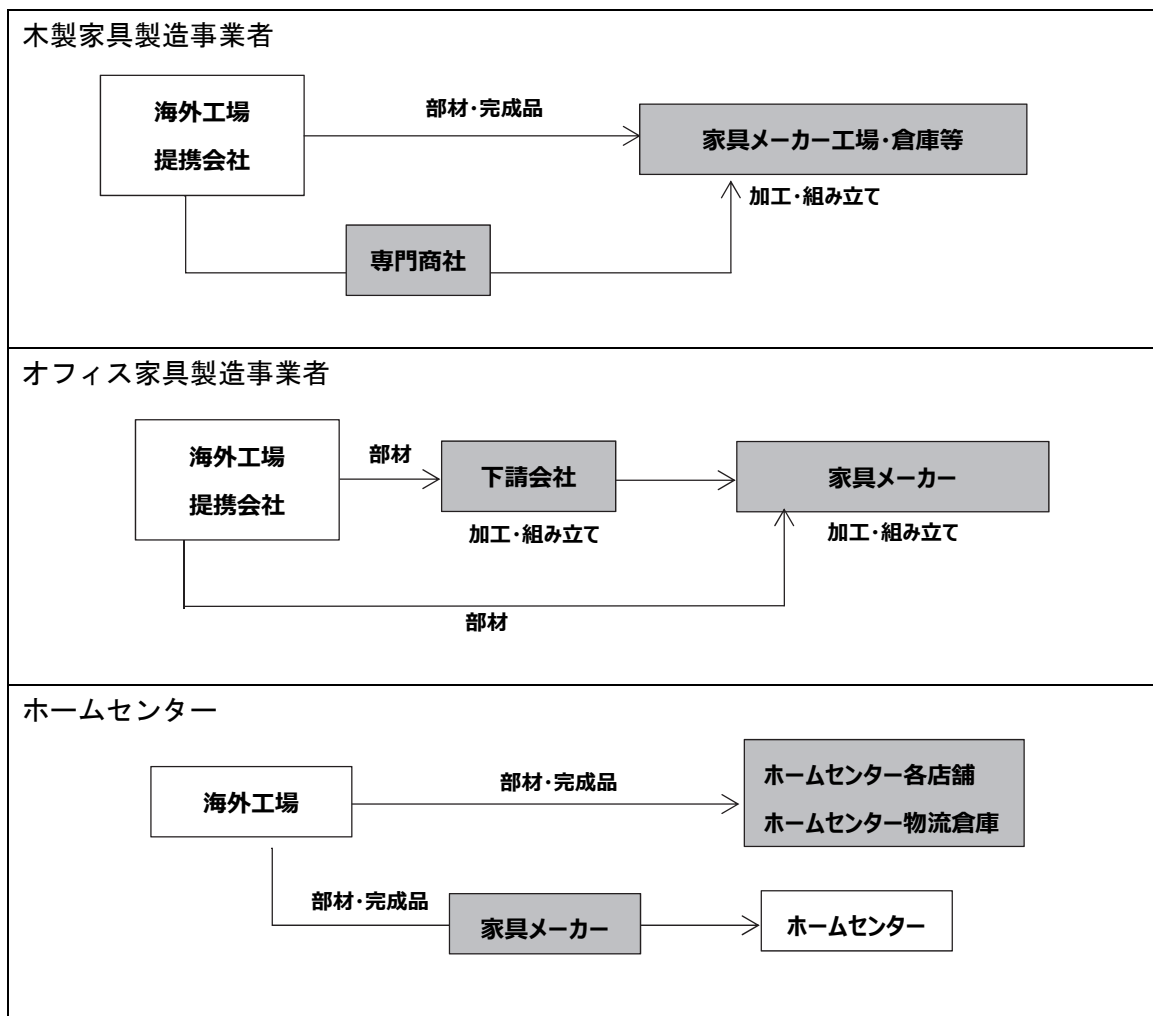
川上・水際の木材関連事業者

家具製造小売事業者



家具輸入小売事業者





5. 輸入形式

- 一般的には、部分品として輸入し、国内で組み立てることが多い。なぜなら、完成品は嵩張るため、輸送効率が悪く、輸送コストがかかるため。

②紙パルプ

1. 輸入量の統計データの有無

- 大半の業界団体では、輸入規模の調査を実施しておらず、輸入総量や個別事業者の輸入量を把握していない。
- 実施している団体もあった（1団体のみ）が、限られた期間の金額ベースの輸入規模を調査するにとどまっている。また当データは、全会員が回答したものではない。

2. 単位

- 数量ベースで把握すべき。なかでも重量（「kg」or「t」）ベースが適切。
- ティッシュペーパー及びトイレットペーパーは、納入単位は金額ベースではあるが、金額ベースでは、市況や為替の影響で変動してしまうため、実態を掴むためには、重量ベースが良いのではないかと考えている。段ボール1ケースに入る箱数や重さは大体決まっており、加えて、数量（個数）ベースでも把握可能なため、容易ではないが、段ボールケースの重量が出せれば、重量ベースも推測できると考えている。

3. クリーンウッド法対象物品の輸入に関する有力事業者

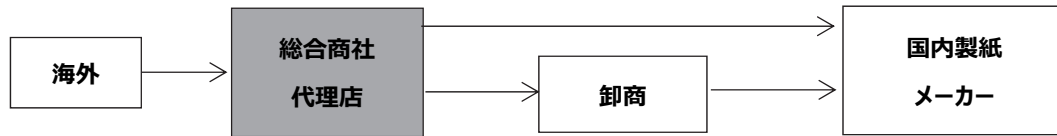
木材パルプ	総合商社、代理店、大手製紙メーカー
塗工印刷用紙 非塗工印刷用紙 フォーム用紙	総合商社、代理店、海外メーカーの日本法人
コピー用紙（PPC 用紙） インクジェット用紙	総合商社、代理店、海外メーカーの日本法人
ティッシュペーパー トイレットペーパー	総合商社、専門卸、代理店、海外メーカーの日本法人、ホームセンター

4. 商流

川上・水際の木材関連事業者

【木材パルプ】

ケース 1



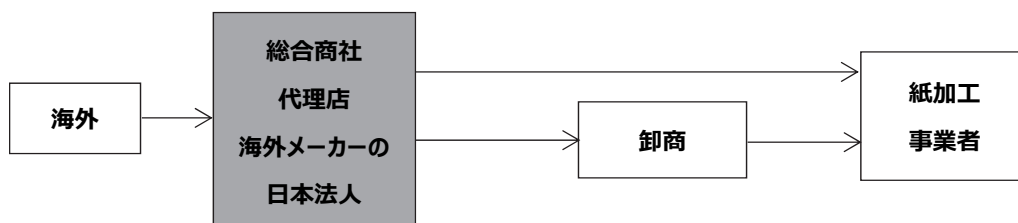
ケース 2



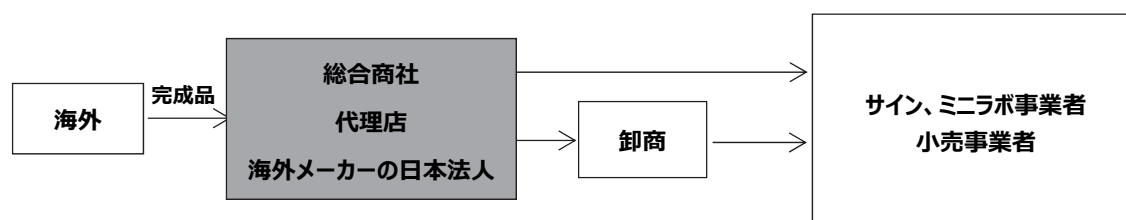
業界団体意見

- 大手製紙メーカーでは、木材パルプを自製している。自製できない製紙メーカーは総合商社や大手代理店経由で海外パルプメーカーから購入している。
- 自製できない製紙メーカーが、国内大手製紙メーカーから購入するケースもあるが、その際は流通事業者が間に入る。その際は大手製紙メーカーの国内拠点から購入した方が、納品が早いため、海外パルプ生産拠点から木材パルプを購入することはないと見られる。
- 製紙メーカーにおいて、第一種木材関連事業者として実績があるのは、大手製紙メーカーグループのみ。海外の自社の現地法人を通じて、輸入している。その際、自社グループ以外の事業者が生産した木材パルプを輸入しているケースの方が多い。ただし、輸入量は少ないと見られる。

【塗工印刷用紙、非塗工印刷用紙、フォーム用紙】



【コピー用紙（PPC 用紙）、インクジェット用紙】

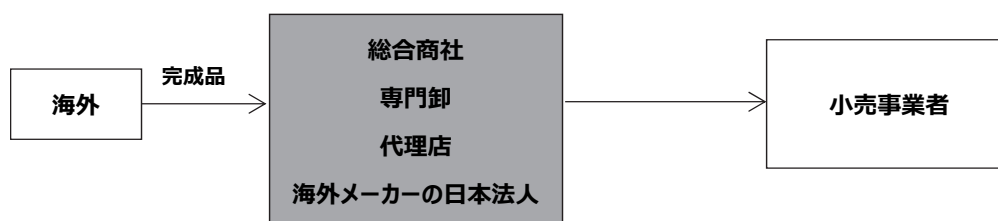


業界団体意見

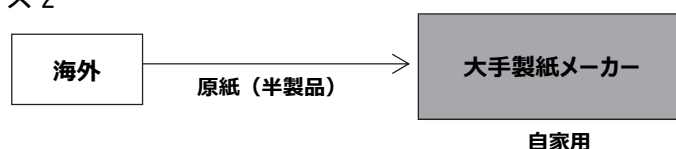
- 完成品が圧倒的で原紙（中間材）での輸入は想定しにくい。製紙メーカーが一貫生産しているケースがほとんどとみられるため、原紙を加工して完成品を作る加工事業者自体が少ない。それを専門としている事業者はいないと見られる。
- 文具卸が輸入しているという話はあまり聞いたことはない。輸入品は商社や代理店が取り扱っている。

【ティッシュペーパー、トイレットペーパー】

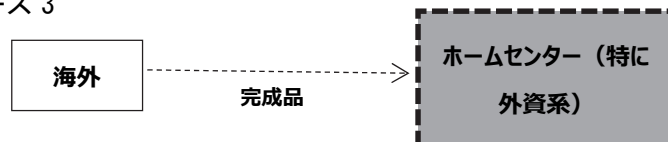
ケース 1



ケース 2



ケース 3



業界団体意見

- 完成品が圧倒的で原紙（中間材）での輸入は想定しにくい。製紙メーカーが一貫生産しているケースがほとんどと見られるため、原紙を加工して完成品を作る加工事業者自体が少ない。それを専門としている事業者はいないと見られる。
- 完成品を輸入するケースが圧倒的に多い。

小売が直接輸入している場合がある。ホームセンター等で商社機能を持っている小売が直接買い付ける場合がある。ただ、小売も直接貿易ではなく商社が絡んでいる可能性もある。正確には分からない。

③建材

1. 輸入量の統計データの有無

- クリーンウッド法対象物品の総輸入量や総輸入金額に関する知見なし
- 製品の輸入量単体では情報を収集しておらず、把握していない。そのため、クリーンウッド対象製品の貿易統計上の数値や、対応する貿易統計の HS コード等についても知見を持っていない。

2. 単位

- 数量については、製品の形状によって異なるが、クリーンウッド法対象の 3 製品は m³ (立米)、m² (平米)、坪などの単位で捉えることが多い。
- 輸入量把握や報告においては数量・金額のどちらでも問題はないが、いずれの場合においてもルールを決めることが重要。
- 数量で把握する場合においても、例えば kg や t などの重量で把握することになる場合には、各製品の重量換算値を予め設定するか、あるいは、事業者が独自に換算値を設定してよい旨などをルールに定めて欲しい。

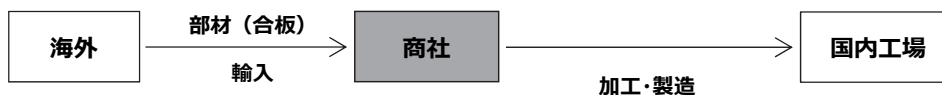
3. クリーンウッド法対象物品の輸入に関する有力事業者

フローリング	商社、メーカー
木質セメント板	メーカー
サイディングボード	木材・製材事業者等

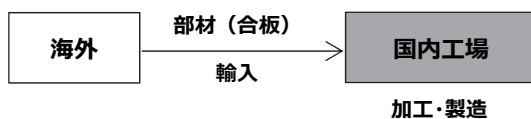
4. 商流

川上・水際の木材関連事業者

ケース 1



ケース 2



(これ以外では、ホームセンター、家具小売事業者が完成品を輸入していることが考えられる。)



5. 輸入形式

【フローリング】

- フローリング完成品の輸入は非常に少なく、フローリング部材（基材）として合板を輸入している（合板はクリーンウッド法においても建材とは別カテゴリー）
- 合板以外の部材としては、化粧合板が考えられるが、これも「合板」のカテゴリーに含まれる。

【木質セメント板、サイディングボード】

- 輸入は非常に少ないと見られ、業界団体でも把握していない。

④建具

現状ではクリーンウッド法対象物品ではないが、今後対象製品化を希望している建具の業界団体のヒアリング結果は以下の通り。

1. 輸入量の統計データの有無

➤ 知見なし。

2. 単位

➤ 木製建具を数量で数えるとする枚数となるが、業界団体では把握しておらず、また、個別事業者でも把握はしていない。業界では金額で把握するのが基本である。

3. クリーンウッド法対象物品の輸入に関する有力事業者

➤ 商社、住宅メーカーや、大手木質建材メーカーが一部輸入を行っている。

4. 商流

➤ 建具の輸入に関する商流の知見なし。

5. 輸入形式

➤ 部材は木材・製材。それらはほぼ輸入材を使用している。木材・製材は国内の木材・製材事業者から仕入れており、直接輸入している事業者はいない。

(1) - 2 閾値（案）設定に関する検討

①郵送アンケート調査

業界団体ヒアリングの結果からは、業界団体において各輸入事業者のクリーンウッド法対象物品の輸入状況・規模等を把握していないことが判明した。

そのため、閾値調査に当たり、輸入事業者の網羅性を重視しながら、各輸入事業者の輸入状況・規模を把握すべく、郵送アンケート調査を実施した。

調査概要

調査方法	郵送アンケート調査および電話によるフォローアップ調査
調査期間	2023 年 9～11 月
調査対象	・ クリーンウッド法対象物品（木材パルプ・紙、家具、建材・建具）に関する業界団体の会員事業者 ・ 業界団体非加盟事業者は矢野経済研究所にてアンケート送付先リストを作成
調査内容	クリーンウッド法対象物品の輸入有無、年間輸入量 等
アンケート送付件数	2,456 件
アンケート回収数	435 件
アンケート回収率	17.7%

※アンケート様式

木材パルプ・紙、家具、建材・建具のアンケート調査票は次頁以降に記載。

家具 アンケート調査票

1. 当該調査における「木材等」の定義について

①クリーンウッド法の対象となる家具の対象物品は以下のとおりです(施行規則第2条第1号に規定)。

椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち、**部材に「主として木材を使用したもの」**

②「中間材(部材)もクリーンウッド法の対象」となります。

施行規則第2条第7号に規定しており、家具の対象物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材を使用したもの(以下「中間材」という)もクリーンウッド法の対象となります。例えば、椅子の座面、机の天板、棚の棚板などの部材についても家具の中間材として、対象となります。

③家具の定義から除かれるもの

対象物品となる家具と同様の機能を持っているものであっても、家具以外の他の機能が付加されたもの(車椅子、調理台、実験台、喫煙テーブル、キッチンユニット(ユニットの構成品としての収納用じゅう器等を含む。以下のユニット類も同様)、洗面化粧台ユニット、浴室ユニット、トイレユニット、電子掲示ボード等)については、クリーンウッド法の家具の定義から除かれます。

④「主として木材を使用したもの」についての考え方

経済産業省「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドラインにおいては、「主として木材を使用したもの」とは、原則として、部材の総重量に占める、金属、ガラス、プラスチック、樹脂、パーティクルボード、繊維板及びリサイクル材等を除いた「木材」の重量の割合が50%以上であることを指しますが、**当該調査においては木材の重量割合が50%未満であっても含めることとします。**

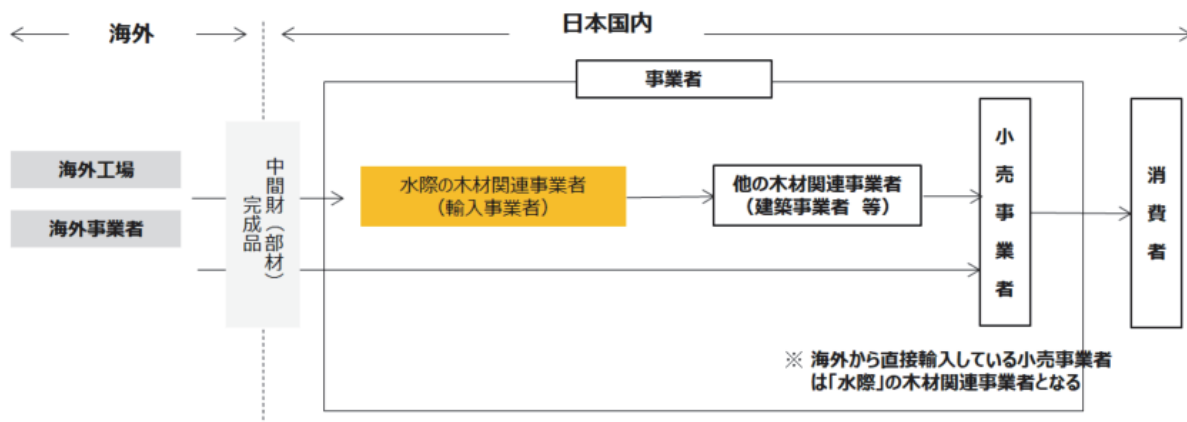
2. 対象事業者について

改正クリーンウッド法では、毎年1回、主務省令で定めるところにより、当該木材等の総量及びそのうちの合法性確認木材等の数量を主務大臣に報告しなければならない(第12条)とされており、一定規模以上の水際の木材関連事業者が定期報告義務の対象となります。下記の商流図における塗りつぶしの事業者が水際の木材関連事業者に該当します(海外から直接輸入している小売事業者は「水際」の木材関連事業者に該当します)。

本調査においても、**海外(海外工場または海外事業者など)から直接輸入している事業者が対象**となります。輸入物品は取り扱っているものの、日本国内の商社などから仕入れている場合は対象外となります。

※対象外の事業者様におかれましても、設問1、設問8については、ご回答下さい

◆ 商流（イメージ）



（参考）

経済産業省ガイドラインの詳細は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドラインをご参照下さい。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/gouhoumokusai.html

◆ グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更について

2023年2月、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更が閣議決定され、家具については、下記2品目がグリーン購入法の対象品目として新規に追加されました。下記2品目については、クリーンウッド法の追加対象となりうる家具となります。

品目	品目の解釈 (一般社団法人日本オフィス家具協会「グリーン購入法の手引き」(第12版)より引用)
個室ブース	- WEB 会議や集中作業等を行うスペースとして利用するための、主として、壁、ドア及び天井で囲われた移動や移設が可能なブース。主に、ワークトップ、いす等を備えている（建築物の一部として床や壁等に堅固に固定されていない）。 - 天井や床の無い製品も個室ブースの品目の対象とする。 - ローパーティションとして組み替えて使用可能なものは除く。 - 面材が布・スクリーン類の材料のみで構成された簡易なブースは除く。
ディスプレイスタンド	- ディスプレイを固定する独立した家具。 - 自立する家具であり、壁・床、天井や他の家具などに取り付けるものを含まない - ディスプレイを固定する機能がない、単に載せ置くものは除く。

(設問 1)

貴社において、年間を通した木製家具（設問 1 における木製家具の定義については、下記「◆本設問における木製家具の定義」をご参照ください。木の材質は、無垢材、MDF、P. B. 等を問いません。また、クリーンウッド法の対象物品か否かは問いません）の輸入状況について、該当するほうに「○」を付けて下さい。

輸入品については、完成品のほか、中間材（部材）も含みます。

※ 輸入については、貴社が直接、海外（海外工場または海外事業者など）から輸入していることであり、他の事業者を介した輸入は含みません。

※ ノックダウン方式（分解状態で輸入して、国内で組み立てるもの）は完成品として下さい。

	海外(海外工場または海外事業者など) から直接輸入している木製家具がある	海外(海外工場または海外事業者など) から直接輸入している木製家具は一切 ない
完成品		
中間材(部材)		

◆ 本設問における木製家具の定義

木製家具の定義	
・ 家具の一部に木を用いたもの。 <u>木の材質は、無垢材、MDF、P. B. 等を問わない。</u>	
家具の対象商品例	
・ 机、テーブル、デスク ・ 棚、収納用じゅう器、たんす、カラーボックス、システム収納家具、靴箱、保管庫、金庫、キャビネット、ロッカー ・ 椅子、ソファ、スツール、オットマン、オフィスチェアー ・ テレビ台、ユニット家具 ・ ベッドフレーム ・ コートハンガー、傘立て、アイロン台、ミシン台、ドレッサー（化粧台） ・ 掲示板、黒板、ホワイトボード ・ パーティション ・ 個室ブース ・ ディスプレイスタンド など	
対象外商品	
・ カーテン	

- ・ 寝具（マットレス、掛布団、敷布団）
- ・ インテリア（照明ほか室内装飾品）
- ・ ファブリック品
- など

（設問１）で完成品あるいは中間材（部材）を「直接輸入している」と回答した方は（設問２以降）にお進み下さい。

（設問１）で完成品あるいは中間材（部材）を「直接輸入していない」と回答した方は（設問８）にお進み下さい。

（設問２）

設問１で、完成品または中間材（部材）を「直接輸入している」と回答した方に伺います。木製家具（木製家具の定義については、設問１と同様、木の材質は、無垢材、MDF、P. B.等を問いません。また、クリーンウッド法の対象物品か否かは問いません）の直近決算期（2022年）における年間の輸入規模について、可能な限り、漏れなく教えて下さい。

各輸入規模については、概算数値で構いません。

※ 輸入については、貴社が直接、海外（海外工場または海外事業者など）から輸入していることであり、他の事業者を介した輸入は含みません。

※ ノックダウン方式（分解状態で輸入して、国内で組み立てるもの）は完成品として下さい。

	総重量(Kg)	左記、総重量のうち、 木材のみの重量(Kg)	金額(百万円)
完成品			
中間材(部材)			

（設問３）

貴社において、年間を通したクリーンウッド法の対象となる家具の輸入状況について、該当するほうに「○」を付けて下さい。輸入品については、完成品のほか、中間材（部材）も含まれます。

※ 輸入については、貴社が直接、海外（海外工場または海外事業者など）から輸入していることであり、他の事業者を介した輸入は含みません。

※ ノックダウン方式（分解状態で輸入して、国内で組み立てるもの）は完成品として下さい。

※ クリーンウッド法の対象となる家具の対象物品は下記をご参照下さい。

椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち、**部材に「主として木材を使用したもの」**

※ 本調査において、経済産業省の家具に関するクリーンウッド法ガイドラインにおける重量 50%ルールについては、度外視して下さい。

	海外(海外工場または海外事業者など)から直接輸入している対象物品がある	海外(海外工場または海外事業者など)から直接輸入している対象物品は一切ない
完成品		
中間材(部材)		

(設問 3) でクリーンウッド法の対象となる家具の完成品あるいは中間材(部材)を「直接輸入している」と回答した方は(設問 4 以降)にお進み下さい。

(設問 3) でクリーンウッド法の対象となる家具の完成品あるいは中間材(部材)を「直接輸入していない」と回答した方は(設問 6)にお進み下さい。

(設問 4)

設問 3 で、「クリーンウッド法の対象となる家具を直接輸入している」と回答した方に伺います。クリーンウッド法の対象となる家具の直近決算期(2022 年)における年間の輸入規模について、把握していますか。該当するほうに「○」を付けて下さい。

※ 輸入については、貴社が直接、海外(海外工場または海外事業者など)から輸入していることであり、他の事業者を介した輸入は含みません。

※ 本調査において、経済産業省の家具に関するクリーンウッド法ガイドラインにおける重量 50%ルールについては、度外視して下さい。

概ね把握している	把握していない
----------	---------

(設問 4) でクリーンウッド法の対象となる家具の輸入規模を「把握している」と回答した方は(設問 5 以降)にお進み下さい。

(設問 4) でクリーンウッド法の対象となる家具の輸入規模を「把握していない」と回答した方は(設問 6)にお進み下さい。

(設問 5)

設問 4 で、「クリーンウッド法の対象となる家具の直近決算期（2022 年）における年間の輸入規模について、把握している」と回答した方に伺います。クリーンウッド法の対象となる家具の直近決算期（2022 年）における年間の輸入規模総計について、可能な限り、漏れなく教えて下さい。輸入規模については、概算数値で構いません。

また、各製品別の内訳についても、概算数値で構いませんので、可能な限り、漏れなく教えて下さい。

※ 輸入については、貴社が直接、海外（海外工場または海外事業者など）から輸入していることであり、他の事業者を介した輸入は含みません。

※ ノックダウン方式（分解状態で輸入して、国内で組み立てるもの）は完成品として下さい。

※ 本調査において、経済産業省の家具に関するクリーンウッド法ガイドラインにおける重量 50%ルールについては、度外視して下さい。

完成品			
	総重量 (Kg)	左記、総重量のうち、 木材のみの重量 (Kg)	金額 (百万円)
総計 (下記 11 品目合計)			
1. 椅子			
2. 机			
3. 棚			
4. 収納用じゅう器			
5. ローパーティション			
6. コートハンガー			
7. 傘立て			
8. 掲示板			
9. 黒板			
10. ホワイトボード			
11. ベッドフレーム			

中間材(部材)			
	総重量(Kg)	左記、総重量のうち、 木材のみの重量(Kg)	金額(百万円)
総計(下記 11 品目合計)			
1. 椅子			
2. 机			
3. 棚			
4. 収納用じゅう器			
5. ローパーティション			
6. コートハンガー			
7. 傘立て			
8. 掲示板			
9. 黒板			
10. ホワイトボード			
11. ベッドフレーム			

(設問 6)

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」が変更され、家具については、「個室ブース」と「ディスプレイスタンド」の2品目がグリーン購入法の対象品目として新規に追加されました。これらは、クリーンウッド法の追加対象となりうる家具となります。

そこで、「個室ブース」と「ディスプレイスタンド」について、「木材を使用したもの（パーティクルボード、繊維板及びリサイクル材等を除いた木材）」の輸入状況について、該当するほうに「○」を付けて下さい。輸入品については、完成品のほか、中間材（部材）も含まれます。

※ 輸入については、貴社が直接、海外（海外工場または海外事業者など）から輸入していることであり、他の事業者を介した輸入は含みません。

※ ノックダウン方式（分解状態で輸入して、国内で組み立てるもの）は完成品として下さい。

	海外(海外工場または海外事業者など) から直接輸入している対象物品がある	海外(海外工場または海外事業者など) から直接輸入している対象物品は一切 ない
完成品		
中間材(部材)		

(設問 6) で木材を使用した個室ブースとディスプレイスタンドを「直接輸入している」と回答した方は(設問 7 以降)にお進み下さい。

(設問 6) で木材を使用した個室ブースとディスプレイスタンドを「直接輸入していない」と回答した方は(設問 8)にお進み下さい。

(設問 7)

設問 6 で「木材を使用した個室ブースとディスプレイスタンドを直接輸入している」と回答した方に伺います。

「個室ブース」と「ディスプレイスタンド」について、「木材を使用したもの(パーティクルボード、繊維板及びリサイクル材等を除いた木材)」の直近決算期(2022 年)における年間の輸入規模について、可能な限り漏れなく教えて下さい。各輸入規模については、概算数値で構いません。

カウント方法について、個室ブースはブース 1 個ごとにカウント、ディスプレイスタンドはスタンド本体を 1 カウントして下さい。

- ※ 輸入については、貴社が直接、海外(海外工場または海外事業者など)から輸入していることであり、他の事業者を介した輸入は含みません。
- ※ ノックダウン方式(分解状態で輸入して、国内で組み立てるもの)は完成品として下さい。
- ※ 本調査において、経済産業省の家具に関するクリーンウッド法ガイドラインにおける重量 50%ルールについては、度外視して下さい。

完成品			
	総重量(Kg)	左記、総重量のうち、 木材のみの重量(Kg)	金額(百万円)
総計			
個室ブース			
ディスプレイスタンド			

中間材(部材)			
	総重量(Kg)	左記、総重量のうち、 木材のみの重量(Kg)	金額(百万円)
総計			
個室ブース			
ディスプレイスタンド			

木材パルプ・紙 アンケート調査票

■本調査の対象物品、対象事業者について

1. 対象物品について

(1) 対象物品

- ①木材パルプ(クリーンウッド法の対象物品として施行規則第2条第2号に規定)
- ②コピー用紙(PPC 用紙)、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、非塗工印刷用紙、塗工印刷用紙(微塗工印刷用紙含む)、ティッシュペーパー、トイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの(クリーンウッド法の対象物品として施行規則第2条第3号に規定)

(2)「木材パルプを使用したもの」についての考え方

紙・板紙については、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引き」において、『「紙等の物品」については、少しでも木材パルプを使用しているものが対象』とあることから、本調査では、**配合率にかかわらず木材パルプを使用した紙・板紙を対象(＝古紙配合率 100%品は対象外)**とします。

(3) 対象物品の中間材(原紙)について

施行規則第2条第7号の規定の通り、「製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材パルプを使用したもの」もクリーンウッド法の対象となります。そのため、本調査においても**中間材(原紙)は対象**となります。例えば、コピー用紙やインクジェットカラープリンター用塗工紙、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の原紙などについても、対象となります。

2. 対象事業者について

クリーンウッド法では、海外事業者から直接輸入している事業者(水際 of 木材関連事業者)が定期報告義務の対象となります。次ページの商流図における塗りつぶしの事業者が水際の木材関連事業者にあたります(海外から直接輸入している小売事業者は「水際」の木材関連事業者に該当します)。本調査においても、**海外(海外事業者、または自社グループの海外拠点・海外工場など)から直接輸入している事業者が対象**となります。輸入物品は取り扱っているものの、日本国内の商社などから仕入れている場合は対象外となります(この場合、商社が対象事業者)。

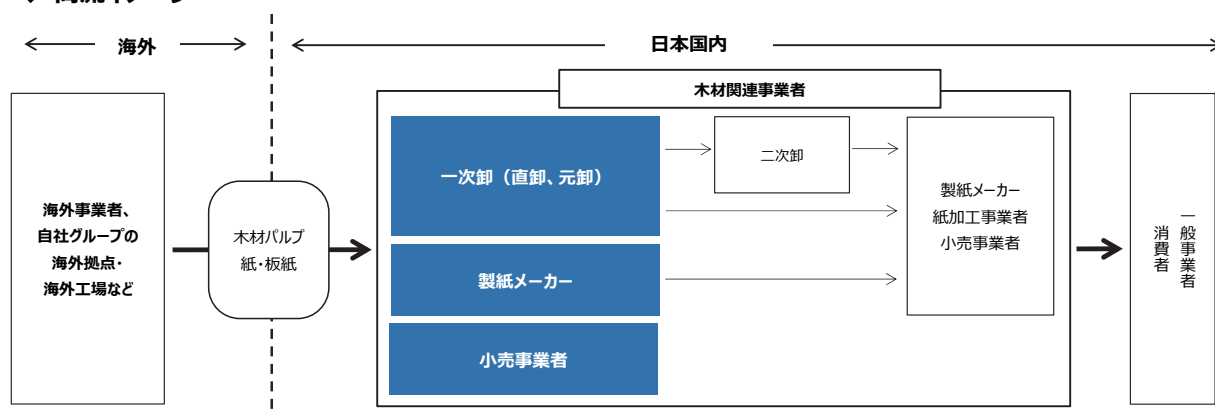
※対象外の事業者様におかれましても、設問 1(または設問 2)、設問 4 については、ご回答ください

(参考)

経済産業省:「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(クリーンウッド法) 関連ページ

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/gouhoumokuza.html

◆ 商流イメージ



【設問1】

前ページに記述した紙パルプの対象物品の輸入状況についてお教えてください。当てはまるほうに「○」をご記入下さい。

輸入している	輸入していない

【設問1】で対象物品を「輸入している」と回答した方は【設問2】以降にお進みください。

【設問1】で対象物品を「輸入していない」と回答した方は【設問4】にお進みください。

【設問2】

設問 1 で対象物品を「輸入している」と回答した方に伺います。対象物品の輸入について、海外事業者から直接輸入している対象物品はございますか。当てはまるほうに「○」をご記入下さい。

海外事業者から直接輸入している 対象物品がある	海外事業者から直接輸入している 対象物品は一切ない

【設問2】で「直接輸入している対象物品がある」と回答した方は【設問3】以降にお進みください。

【設問2】で「直接輸入している対象物品は一切ない」と回答した方は【設問4】にお進みください。

【設問3】

設問 2 で、「海外事業者から直接輸入している対象物品がある」と回答した方に伺います。下記の各対象物品の 2022 年（1-12 月）の輸入規模について、可能な限りお教えてください。直接輸入している物品のみお答えいただければ結構です。また、輸入規模については単体

実績をご記入ください。

完成品		
	重量:(Kg)	金額(百万円)
木材パルプ		
コピー用紙(PPC 用紙)		
フォーム用紙		
インクジェットカラープリンター用塗工紙		
非塗工印刷用紙		
塗工印刷用紙		
ティッシュペーパー		
トイレットペーパー		

※上記の紙 7 品種については、木材パルプ(配合率は問わない)を使用した紙に限る

※塗工印刷用紙には微塗工印刷用紙も含む

中間材(原紙)		
	重量:(Kg)	金額(百万円)
木材パルプ		
コピー用紙(PPC 用紙)		
フォーム用紙		
インクジェットカラープリンター用塗工紙		
非塗工印刷用紙		
塗工印刷用紙		
ティッシュペーパー		
トイレットペーパー		

※上記の紙 7 品種については、木材パルプ(配合率は問わない)を使用した紙に限る

※塗工印刷用紙には微塗工印刷用紙も含む

建材 アンケート調査票

■対象の製品となる**木質建材**は、下記の3品目です。

- ・フローリングのうち、基材に木材を使用したもの（アンケート中では「フローリング」と表記）
- ・木質系セメント板
- ・サイディングボードのうち、木材を使用したもの（アンケート中では「サイディングボード」と表記）

対象製品		
フローリングのうち、基材に木材を使用したもの	複合フローリング	・ 集成材や合板の基材の上に薄くスライスした天然木（単板）や化粧シートなどを張り合わせて作られた床材 ※ただし、基材がパーティクルボードやMDFのものは対象外
	単層フローリング	・ 原木となる木材から一枚ものとしてフローリング用に加工された床材
木質系セメント板	木毛セメント板	・ リボン状に削り出した木毛をセメントと混練し圧縮・成型した建築用のボード
	木片セメント板	・ 最大長さが50mm以下の木質原料とセメントと混練し圧縮・成型した建築用のボード
サイディングボードのうち、木材を使用したもの		・ 木製の板材の表面を加工し、耐火性などの機能を付加させた外壁材

また、今後クリーンウッド法の対象となる可能性のある製品として、**木製建具**があります。

今後クリーンウッド法の対象となる可能性のある製品

木製建具	・ ドア、ふすま、障子など
------	---------------

なお、「**中間材（部材）**」も本アンケート調査の対象となります。中間材（部材）の判断は以下を参照下さい。

中間材(部材)		
フローリングのうち、基材に木材を使用したもの	対象	・ 製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもの
	対象外	・ 加工をしていない丸太、角材、板、合板など
木質系セメント板	対象	・ 製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもの

	対象外	- 加工をしていない丸太、角材、板、合板など - 木毛、木片そのもの - セメント
サイディングボードのうち、木材を使用したもの	対象	製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもの
	対象外	加工をしていない丸太、角材、板、合板など
木製建具	対象	製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもの
	対象外	加工をしていない丸太、角材、板、合板など

設問 1

貴社における**木質建材**、**木製建具**の輸入状況について、該当するものに○を付けてください。輸入状況については、完成品のほか、部材（中間材）も含まれます。

輸入については、貴社が直接、海外から輸入していることであり、他の事業者を介した輸入は含みません。

完成品	部材
輸入している	輸入している
輸入していない	輸入していない

（設問 1）で完成品あるいは部材を「輸入している」と回答した方は（設問 2 以降）にお進みください。

（設問 1）で完成品あるいは部材を「輸入していない」と回答した方は（設問 4）にお進みください。

設問 2

設問 1 で、完成品または部材を「輸入している」と回答した方に伺います。直近決算期における対象建材の年間の輸入規模について、可能な限り漏れなく教えてください。

各輸入規模については、概算数値で構いません。

完成品	2022 年			
製品	フローリング	木質系セメント板	サイディングボード	木製建具
金額(百万円)				

数量				
数量単位 (○を付けて下さい)	平米、立米 他()	平米、立米 他()	平米、立米 他()	平米、立米、kg、 枚、個、台、他 ()

中間材(部材)	2022 年			
製品	フローリング	木質系セメント板	サイディングボード	木製建具
金額(百万円)				
数量				
数量単位 (○を付けて下さい)	平米、立米 他()	平米、立米 他()	平米、立米 他()	平米、立米、kg、 枚、個、台、他 ()

設問 3

設問 1 で、完成品または部材を「輸入している」と回答した方に伺います。輸入されている製品の貿易コード (HS コード) について、教えてください。

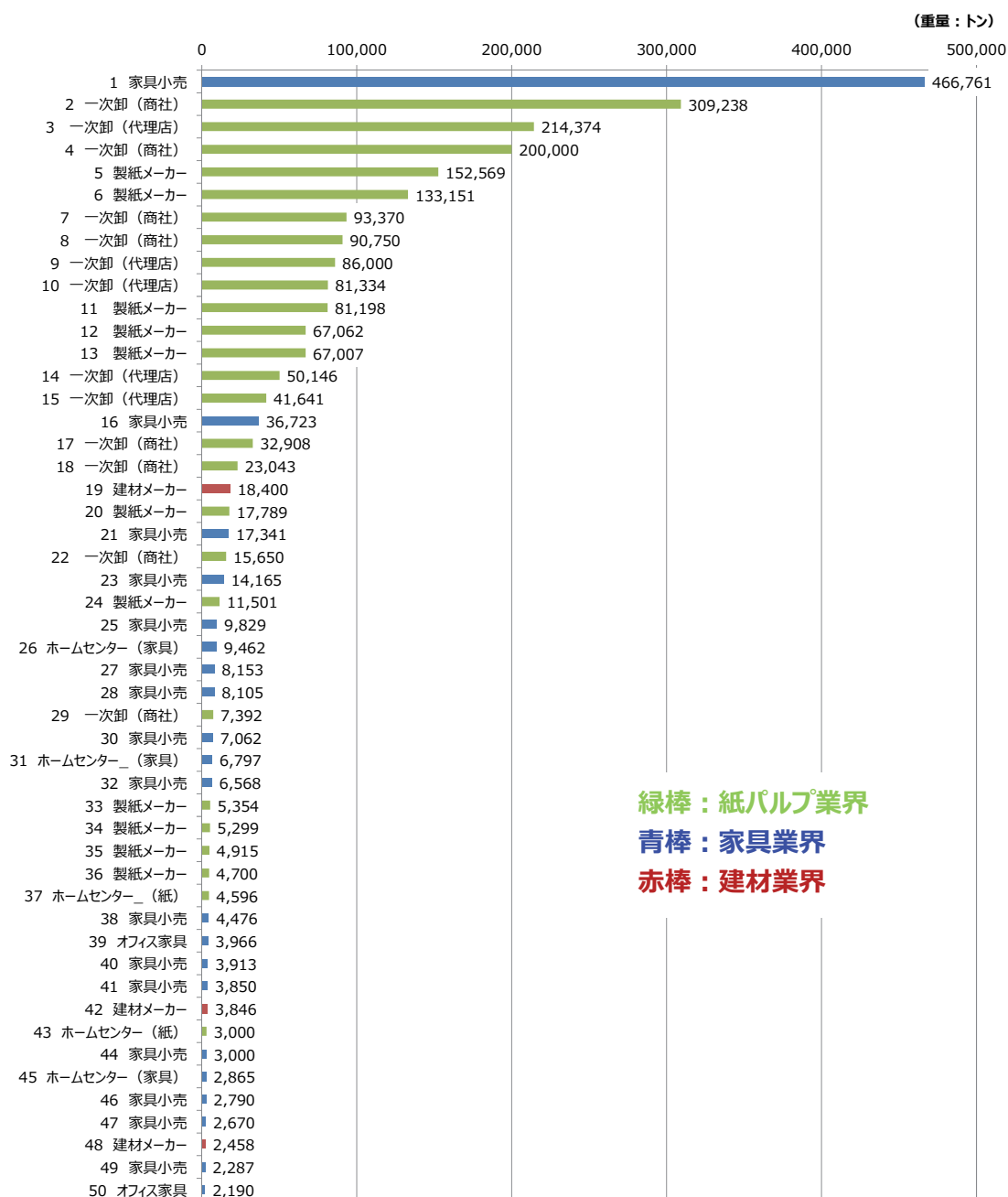
製品	区分	貿易コード(HS コード)
フローリング	完成品	
	中間材	
木質セメント板	完成品	
	中間材	
サイディングボード	完成品	
	中間材	
木製建具	完成品	
	中間財	

設問 4

クリーンウッド法の内容に関して、ご意見・ご要望などがございましたら、ご記載ください。

調査の結果、家具、紙パルプ、建材（建具含む）事業者のクリーンウッド法対象製品の輸入規模実績（上位 50 社／重量ベース（トン））は以下の通り。

＜家具・紙・建材事業者 クリーンウッド法対象製品
輸入規模ランキング（上位 50 社／重量(トン)ベース）＞



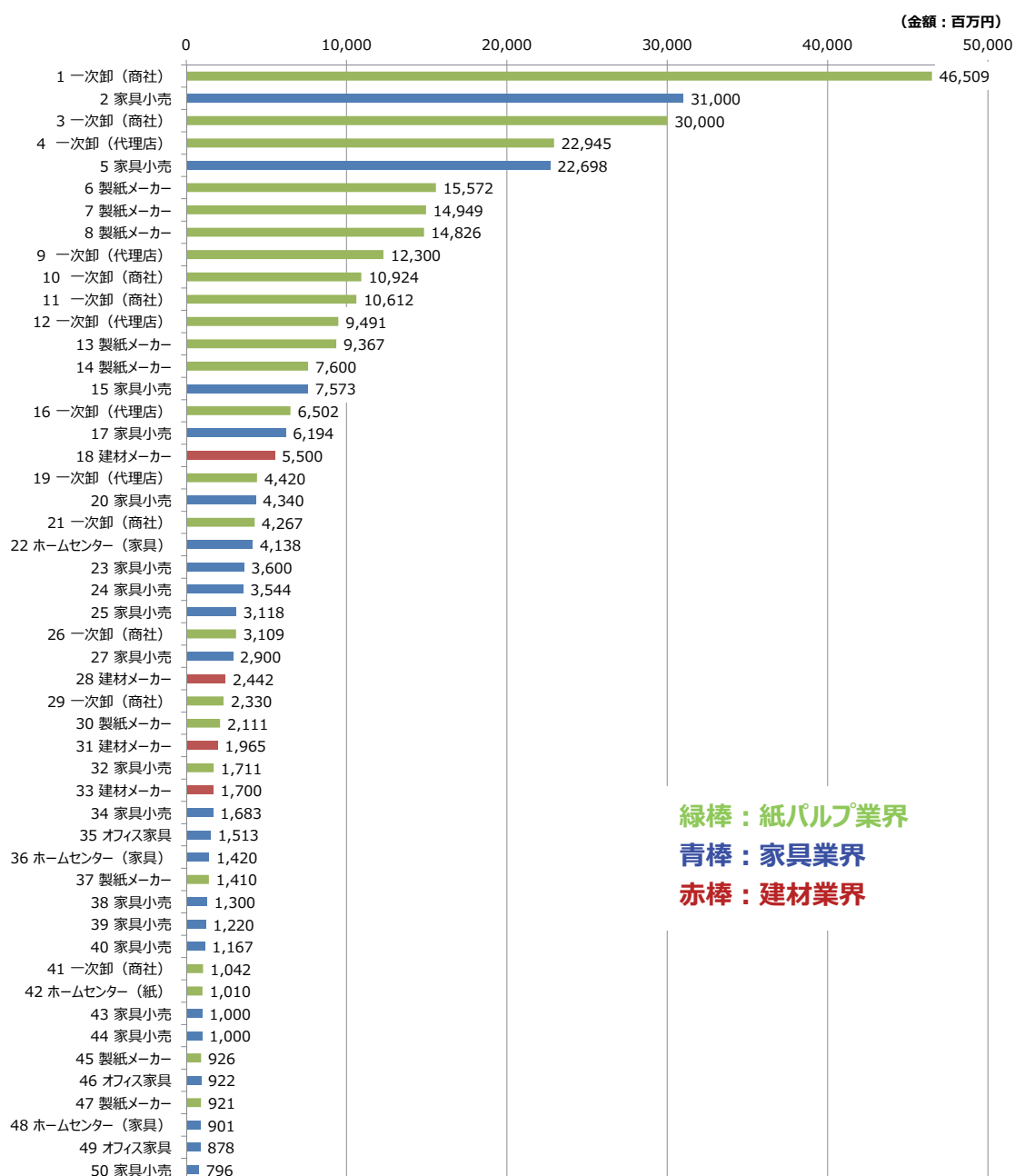
アンケート調査結果を基に矢野経済研究所作成（一部、推計を含む）

輸入実績：2022 年度決算期

家具については、木製家具の輸入実績（木材以外の素材を含む）のケースがある

調査の結果、家具、紙パルプ、建材（建具含む）事業者のクリーンウッド法対象製品の輸入規模実績（上位 50 社／金額ベース）は以下の通り。

＜家具・紙・建材事業者 クリーンウッド法対象製品
木材輸入規模ランキング（上位 50 社／金額ベース）＞



アンケート調査結果を基に矢野経済研究所作成（一部、推計を含む）

輸入実績：2022 年度決算期

家具については、木製家具の輸入実績（木材以外の素材を含む）のケースがある

② 閾値設定の検討

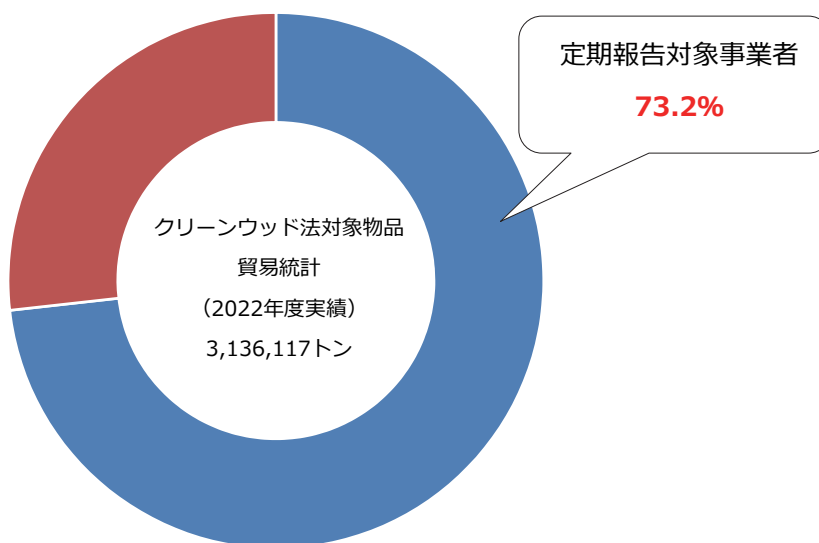
郵送アンケート調査の結果に基づき、閾値（案）について、事務局において議論を行った。

家具・紙等の経済産業省所管物品に係る木材関連事業者は、重量や価額に基づいて流通量を把握している場合が多いため、閾値設定単位としては重量（トン）か価額（円）が考えられる。ただし、価額については、加工度が高い物品ほど体積当たりの価額が増加することが想定されるため、家具・紙等の物品については、閾値として重量を採用することとした。

尚、定期報告閾値は輸入実態に合わせ、「製品」で輸入する場合には製品の総量、「部材」で輸入する場合は、木材を使用した部材の総量としてカウントする。

アンケート調査結果から、対象物品の貿易統計（2022年度実績ベース）に対し、概ね60～70%程度となる閾値ラインを設定した。こうした結果を踏まえ、対象物品の閾値を検討した結果、家具・紙等の物品については15,000tとすることを検討した。

＜クリーンウッド法対象の家具・紙等の輸入規模に占める
定期報告対象事業者の輸入規模の割合＞



郵送アンケート調査を基に、矢野経済研究所作成

(2) 法律対象製品の見直しのための調査

(2) - 1 ヒアリング結果まとめ

「(1) 閾値設定に関する調査」に際して、クリーンウッド法対象物品の(範囲の)整理、対象物品の定義や解釈等、対象製品の拡大に関するニーズ等について、業界団体にヒアリングを行った。各業界のヒアリング内容は以下の通り。

①家具

■ 業界団体からの要望

1. 対象物品の見直しの必要性

- 2023年2月24日に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)の変更について閣議決定され、新たに、個室ブース、ディスプレイスタンドなど、4品目が新規追加された。
- そこで、グリーン購入法との整合性の観点から、個室ブースとディスプレイスタンドを追加すべきではないかとの意見があった。
- 個室ブースとディスプレイスタンドは、スチール製など木製以外が多い。そのため、当該製品の木製の輸入状況を鑑みて、対象物品として追加するか否か、検討すべきではないか、との意見があった。

2. 部材に主として木材を使用したもの(重量比0%基準)について

- 重量比50%基準は撤廃すべきではないか、との意見があった。なぜなら、50%基準で木製家具を分類するのは事務手続きが煩雑であることや、50%基準とすることで、恣意的に重量比を50%未満とするなど、法律の逃げ道になる可能性があるからである。
- 50%と厳密な基準を守ることは、事務手続き上、非常に負担が大きい。しかしながら、30%や70%などにするよりは、50%とした方が直感的に判断し易い側面もある。
- 50%基準を撤廃すると、中小事業者にとっては、合法性確認のための作業・コスト負担が大きい点が懸念される。

3. 「主として木材を使用したもの」に、パーティクルボード、繊維板及びリサイクル材等を除外する規定について

- 例えば同じテーブルでも、芯材がパーティクルボード、繊維板の場合は対象物品ではない、輸入合板の場合はクリーンウッド法対象となるのはおかしい。もし「パーティクルボードや繊維板を芯材に使っているため合法性の確認が必要ない」ということであれば、合法性の確認をする必要がない材料とすることは問題ないと思う。但し、パーティクルボードや繊維板を「木ではない」という扱いにすると、世界の常識からも

外れてしまう。そのような扱いはおかしいと思う。

- 流通量の多い家具メーカーの製品などがクリーンウッド法の対象になるようなルールでないと、運用上、あまり意味がないと思う。
- 中小事業者にとっては、合法性確認のための作業・コスト負担が大きい

4. その他要望・意見

- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する定期報告義務に当たっては、品目別ではなく、家具全体（部材含む）の輸入量の報告にすべき。なぜなら、輸入家具・部材の品目別の報告は困難であるからである。
- 家具小売事業者も、家具製造事業者と同様に、合法性確認の責任を負うべき。「家具小売事業者が家具を輸入する際に、どのような方法で合法性を確認しているか」、「家具小売事業者は各国の合法性確認の仕組みを調査・理解した上で、輸入しているのか」について、確認をとって欲しい。
- クリーンウッド法に認定されていることのメリットを、消費者に発信して欲しい。

②紙パルプ

■ 業界団体からの要望

1. 対象物品の見直しの必要性

- グリーン購入法の対象品種に合わせたということであれば、見直しの必要はない、現状維持で良いという意見が多かった。
- 一方で、木材パルプを使用している製品全てを対象とすべきではないかとの意見もあった。

2. 木材パルプの配合率を規定する必要があるか

- 規定する必要はない、木材パルプが1%でも使われている製品については対象とするべきという意見だった。

3. その他要望・意見

- 会員に周知する必要があるため、固まり次第、合法性のある木材とはどういうものを指すのかを詳しく教えて欲しい。どの第三者機関が証明した木材であれば問題ないのかということを示して欲しい。

③建材

■ 業界団体からの要望

1. 対象物品の見直しの必要性

- 特になし

2. その他要望・意見

- 日本建材・住宅設備産業協会が作成したクリーンウッド法の運用ガイドについて、経済産業省が作成している家具のガイドラインに建材の内容を加え、一本化するのであれば望ましい。

④建具

現状ではクリーンウッド法対象物品ではないが、今後、対象製品化を希望している建具の業界団体のヒアリング結果は以下の通り。

■ 業界団体からの要望

1. 対象物品の見直しの必要性

- 「建具」の製品区分に関する希望としては、「木製建具」という大枠でクリーンウッド法対象に含めて欲しいが、木製建具の具体的な製品区分などは検討を進めていく。
- 木製建具にはドアの他に障子、ふすま、格子戸などがある。

2. その他要望・意見

- 建具事業者において、木材建具の部材調達は国内の木材・製材事業者からの仕入れのみであり、木材の合法性確認において、実務や情報収集などで関与することが無い。そのため、第一種事業者の段階でクリーンウッド法に基づく合法性確認を取れた木材・製材を確実に調達できるようにして欲しいという要望を出している。
- 公共工事における応札等において、クリーンウッド法対象事業者に限るといった条件が付されていると、現状では木製建具はクリーンウッド法対象外であるため、排除されてしまう可能性があり、クリーンウッド法対象の事業者しか選ばれなくなってしまう。そのため、排除されないために木製建具をクリーンウッド法の対象にして欲しいと要望している。

（２）－２ 対象物品の追加・拡大検討

① 対象物品の追加・拡大検討背景

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」において、「法の対象とする木材等の範囲については、今後、法の施行の状況等を踏まえて見直すこととする。」と規定されている。

令和３年の「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会」においても、対象物品拡大について意見された。これまで、様々な違法伐採に対する取組を進め、合法伐採木材、及びその製品の流通及び利用を促進してきたが、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、日本国内の木材総需要量の約４割等の状況となっている。

そこで、今回の法改正や海外動向等を踏まえ、 今回の法改正や海外動向等を踏まえ、対象物品の追加・拡大を検討することとした。

② 追加する対象物品

対象物品の追加基準に関する論点として、国際的な規制の整合性の観点から、海外の先駆的な取組における事例を参考として優先的に対象物品への追加を検討することとした。今回はまず森林破壊防止のためのデューディリジェンス義務化に関する規制（EUDR）（※）における対象品目を基に検討した。

※森林破壊防止のためのデューディリジェンス義務化に関する規制（EUDR）

気候変動対策と生物多様性の保護のため、EU域内で販売、もしくは域内から輸出する対象品が森林破壊によって開発された農地で生産されていないこと、生産国の関連法規に従って生産されたものであることを確認するデューディリジェンスの実施を企業に義務付ける規則。同規則は2023年6月29日に発効し、大企業には2024年12月30日から、中小企業については2025年6月30日から適用が開始される。対象物品はパーム油、牛肉、木材、コーヒー、カカオ、ゴム、大豆の7品目、及び皮革、チョコレート、家具、印刷紙などの派生製品となる。

今般の法改正においては、特に輸入の際に実施される合法性確認等（法第6条1項2号）が重要であることから、輸入規模を基準に物品の追加を検討した。なお、貿易統計では輸入価額と輸入量を把握できるが、価額は加工度の高い物品ほど高くなる傾向があることから、輸入規模に関しては、輸入量で把握することが望ましい。

また、輸入量が閾値を上回る物品を対象として追加した場合、一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対して定期報告の義務が課せられることになるため、対象物品への追加効果は高いと考えられることから、追加検討基準については、定期報告義務対象となる事業者の閾値とした。

以上を踏まえた上で、対象に追加すべき物品として「戸及びその枠並びに敷居（HSコード4418.21、4418.29）」を検討した。

なお、EUDR では対象物品を HS コードで規定しているが、HS コードには「熱帯産木材のもの」、「それ以外の木材のもの」以上の定義がないため、「戸及びその枠並びに敷居」の具体的な定義については、ガイドライン案で明らかにすることとした。

③対象物品の拡大（部材に主として木材を使用したもの）

施行規則（省令）における対象物品としての家具については、部材に主として木材を使用したものと記載されており、ガイドラインにおいて下記のように定義している。

原則として、部材の総重量に占める、金属、ガラス、プラスチック、樹脂、パーティクルボード、繊維板及びリサイクル材等を除いた「木材」の重量の割合が 50%以上であることを指します。

（※）経済産業省「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン（平成 29 年 5 月 23 日）

法令上、「主として」という文言を用いているのは、クリーンウッド法対象物品の中で家具のみであったが、法制定から 5 年が経過し、合法性確認の履行が見込めるようになったことから、他の対象物品と平仄を合わせることが望ましい。部材に木材が使用されたものを対象物品とし、部品については引き続き対象外とする旨をガイドラインにおいて記載することを検討した。

(3) クリーンウッド法対象製品の見直し、閾値設定、およびガイドライン案作成のための協議会

①ガイドライン（案）の作成目的

2023年5月に公布された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」において、「木材等」や「合法伐採木材等」は第二条において、下記のように定めている。

1 項	この法律において「木材等」とは、木材（素材を含み、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。
2 項	この法律において「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令（我が国の法令にあっては、条例を含む。）に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

また、2007年5月1日公布の「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則」において、上記、法第二条第一項及び第二項の主務省令で定める物品については、次に掲げるものと定めている。

1	家具	・ 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したもの
2	パルプ	・ 木材パルプ
3	紙製品	・ コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの
4	建材	・ フローリングのうち、基材に木材を使用したもの
5		・ 木質系セメント板
6		・ サイディングボードのうち、木材を使用したもの
7	中間財	・ 前各号に掲げる物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

以上のように、クリーンウッド法における物品に関する定めがある一方、クリーンウッド法に基づく取り組みがより一層円滑に行われるよう、「家具、紙等」の具体的な対象物品の定義や解釈などに関する理解を促進するために、物品に関するガイドライン案を策定した。

ガイドライン案は、「家具、紙等」について、具体的な対象物品や新たに対象となる物品を例示するとともに、クリーンウッド法の運用に際しての考え方を示すことで、「家具、紙等」の業界団体及び事業者（製造事業者・輸入事業者・部材製造事業者等）のみならず、小売事業者にも理解・共通認識を得ることにより、「家具、紙等」における合法伐採木材の普及を促進することを目的とする。

策定したガイドラインの素案は、以下の通り。なお、ガイドラインは省令公示後、関係省庁や業界団体との議論を経て、経済産業省にて正式に策定される予定。

②協議会

■ 協議会開催目的

違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれがあり、

①事業者が合法伐採木材等の利用の努力義務を課すとともに、

②合法性の確認等を確実にを行う木材関連事業者を第三者機関が登録すること

等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することを目的として、平成 28 年にクリーンウッド法が成立した。

しかしながら、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約 4 割等の状況であり、G7 関連会合や APEC 林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、更なる取組の強化が必要である。

こうしたことを踏まえ、令和 5 年 5 月にクリーンウッド法が改正され、家具・紙等業界の水際・川上の木材関連事業者に対しても、木材等の合法性確認等が義務づけられることとなった。

経済産業省は、業界関係者に対して、改正クリーンウッド法の制度改正の趣旨や具体的な見直し内容等について周知徹底を図るとともに、施行に向けた実務上の問題点をあらかじめ解消し、同法の円滑な施行を目指すことを目的として、「家具・紙等業界における合法伐採木材等の円滑な流通・利用促進協議会」を設置、開催した。

【第1回協議会 開催概要】

開催日時	2024 年 2 月 21 日（水） 9:30～11:00
開催場所	経済産業省会議室 及び オンライン
出席者	【協議会委員】 一般社団法人 日本オフィス家具協会 一般社団法人 日本家具産業振興会 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会 一般社団法人 日本窯業外装材協会 一般社団法人 日本 DIY・ホームセンター協会 一般社団法人 全国建具組合連合会 一般社団法人 全国木質セメント板工業会 家具経済同友会 日本製紙連合会 日本洋紙代理店会連合会 【オブザーバー】 林野庁 林政部 木材利用課 国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室 経済産業省 製造産業局 素材産業課 【事務局】 経済産業省 製造産業局 生活製品課 株式会社矢野経済研究所
議事	1. 開会 2. 協議会設置について 3. 事務局説明 （1）定期報告義務閾値について （2）対象物品の追加基準等について （3）ガイドライン案について 4. 自由討議 5. 閉会
主な意見	（1）定期報告義務閾値について 《家具業界》 ・ 「閾値の検討」 CW 法対象物品のカバー率について、家具の内訳を

	知りたい。 ・ 報告単位については、改めて協議会などで審議する予定か ・ 今後、CW 法の定めに従い、事業者が取扱量を管理していく上で、総量は金属を含めた製品の重量で管理していくことになるのか。 《紙業界》 ・ 閾値について、15,000 t とあるが、これは木材チップや木材パルプを足した輸入量についてなのか、それとも製品のみの輸入量についてなのか。 (2) 対象物品の追加基準等について 《家具業界》 ・ 家具の対象物品の拡大 (50%ルール撤廃) について、法律の定めがあって、省令を定めるという定めの流れがある中で、今回の 50%ルール撤廃に当たり、法律は変えずに、省令を変えることはできるのか。 ・ 50%ルール撤廃については賛成。ただ、事業者の事務手続きの煩雑さが増すことを避けることを優先して欲しい。 (3) ガイドライン案について 《紙業界》 ・ 中間材の「付帯品は含まない」について、付帯品については、現地の加工メーカーがどこの原料を使っているかを確認することはかなり難しいと思われる。そのため、もし付帯品を中間材とするのであれば、事前に製紙メーカーと協議して欲しい。 ・ 中間材について、「木材パルプは含まない」の一文はガイドラインに載せないほうが良いと考えている。木材パルプは対象物品に入っているため、中間材でまた木材パルプの記述が入ると混乱するのではないかと考えている。 《家具業界》 ・ 玄関ドアがクリーンウッド法対象に入ってくると、例えば建産協に加盟しているメーカー等が扱う玄関ドアは、一般的にはアルミ製やスチール製であり、木製のものは非常に少ない。木製であっても、部材・部品として金属など木材以外のものが使用されている。玄関ドアをはじめとする「戸及びその枠並びに敷居」について、家具における対象物品や部材の例示のように、対象／対象外を明示して欲しい。
--	--

**第1回
家具・紙等業界における合法伐採木材等の
円滑な流通・利用促進協議会**

事務局資料

2024年2月21日（水）

1

目次

1. 定期報告義務閾値……………	3
2. 対象物品の追加基準等……………	7
3. ガイドライン案……………	15

2

1. 定期報告義務閾値

3

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

令和5年
5月8日 公布

1. 背景

- ✓ 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれがある。
- ✓ 現行制度は、①事業者が合法伐採木材等の利用の努力義務を課すとともに、②合法性の確認等を確実に行う木材関連事業者を第三者機関に登録することにより、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するもの。
- ✓ しかしながら、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約4割等の状況である。
- ✓ G7関連会合やAPEC林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、更なる取組の強化が必要となる。

2. 法律の概要

(1) 川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

- ✓ 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、川上・水際の木材関連事業者に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達を義務付け（第6条～第8条）。

(2) 素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

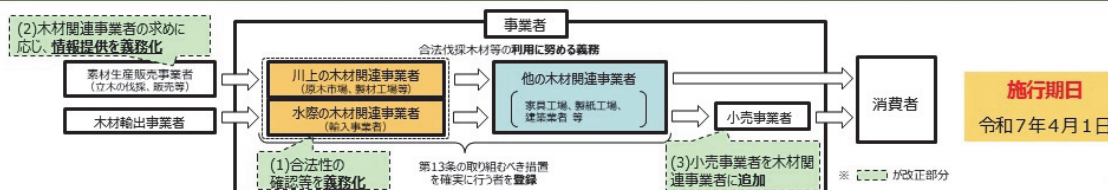
- ✓ (1)で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、素材生産販売事業者に対し、当該木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を行うことを義務付け（第9条）。

(3) 小売事業者の木材関連事業者への追加

- ✓ 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録を受けられることができるよう措置（第2条第4項）。

(4) その他の措置

- ✓ (1)及び(2)に関し、主務大臣による指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等を措置（第10条、第11条、第45条等）。
- ✓ 木材関連事業者が(1)のほか、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置等を明確化（第13条）。
- ✓ 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する定期報告の義務付け、関係行政機関の長等に対する協力要請を措置（第12条、第41条）。



4

定期報告義務における閾値

第十二条（合法性確認木材等の量の報告）

木材関連事業者（その事業としてする第六条第一項各号に掲げる行為に係る木材等の総量又は価額の総額が主務省令で定める基準以上である木材関連事業者に限る。）は、毎年一回、主務省令で定めるところにより、当該木材等の総量及びそのうちの合法性確認木材等の数量を主務大臣に報告しなければならない

省令にて定期報告に係る義務が生じる木材関連事業者について、一定に基準で規定する必要がある。

<論点>

- 家具・紙等の当初所管物品に係る木材関連事業者は、重量や価額に基づいてのみ流通量を把握している場合が多いため、単位としては重量（トン）か価額（円）が考えられる。
- ただし、価額については、加工度が高い物品ほど、体積当たりの価額が増加することが想定されるため、家具・紙等の物品については、閾値として重量を採用する。
- 尚、定期報告閾値は輸入実態に合わせ、「製品」で輸入する場合には製品の総量、「部材」で輸入する場合は、木材を使用した部材の総量としてカウントする。

5

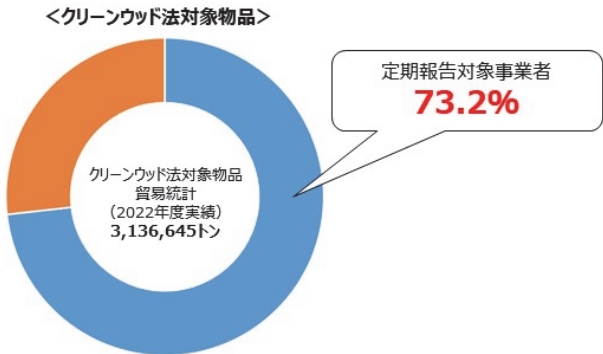
閾値の検討

- 閾値の検討に当たり、各業界におけるグリーンウッド法対象物品の輸入実態把握のためにアンケート調査を実施。調査概要は下記の通り。

<調査概要>

調査方法	郵送アンケート調査および電話によるフォローアップ調査
調査期間	2023年9～11月
調査対象	・ グリーンウッド法対象物品（木材パルプ・紙、家具、建材・建具）に関する業界団体の会員事業者 ・ 業界団体非加盟事業者は矢野経済研究所にてアンケート送付先リストを作成
調査内容	・ グリーンウッド法対象物品の輸入有無、年間輸入量

- アンケート調査結果から、対象物品の貿易統計（2022年度実績ベース）に対し、概ね60～70%程度となる閾値ラインを設定した。
- こうした結果を踏まえ、対象物品の閾値を検討した結果、家具・紙等の物品については**15,000t**の閾値を設定することとする。



6

2. 対象物品の追加基準等

7

対象物品の追加・拡大検討の背景

- 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」において、「法の対象とする木材等の範囲については、今後、法の施行の状況等を踏まえて見直すこととする。」と規定されている。
- 令和3年の「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会」においても対象物品拡大について意見された。
- これまで、様々な違法伐採に対する取組を進め、合法伐採木材、及びその製品の流通及び利用を促進してきたが、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、日本国内の木材総需要量の約4割等の状況



**今回の法改正や海外の動向等を踏まえ、
対象物品の追加・拡大を検討することとする**

8

対象物品の追加基準に関する論点

- 論点①
- 国際的な規制の整合性の観点から、海外の先駆的な取組における事例を参考として優先的に対象物品への追加を検討することとする
 - 今回はまず森林破壊防止のためのデューデイルジェンス義務化に関する規制（EUDR）における対象品目を基に検討する

■ 森林破壊防止のためのデューデイルジェンス義務化に関する規制（EUDR）：
気候変動対策と生物多様性の保護のため、EU域内で販売、もしくは域内から輸出する対象品が森林破壊によって開発された農地で生産されていないこと、生産国の関連法規に従って生産されたものであることを確認するデューデイルジェンスの実施を企業に義務付ける規則。同規則は2023年6月29日に発効し、大企業には2024年12月30日から、中小企業については2025年6月30日から適用が開始される。対象物品はパーム油、牛肉、木材、コーヒー、カカオ、ゴム、大豆の7品目、及び皮革、チョコレート、家具、印刷紙などの派生製品となる。
EU理事会プレスリリース等を基に作成された日本貿易振興機構「ビジネス短信」（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/06/e269eee14e52e454.html>）を参照し矢野経済研究所作成

◎ 参考：EUDRの対象物品（木材、及びその派生製品）

HSコード	対象物品	HSコード	対象物品	HSコード	対象物品
4401	のこぎ及び木くず、薪材並びにチップ状木材	4418.11、	木製窓並びに窓枠	4420	寄木又は象眼した木材、宝石や刃物用の木製の箱、ケース及び木製の小像やその他の装飾品並びに第94類に属しない木製の家具
4402	木炭	4418.19		4421.10	木製インカー
4403	木材（粗のもの、保存期により処理したもの）	4418.21、	戸及びその枠並びに敷居	4421.20	櫛
4404	たが材、割ったボール、木製の皿、木製の棒	4418.29		47	木材パルプ（竹製品および回収（廃棄物およびスクラップ）製品を除く）
4405	木毛、木粉	4418.3	板及び梁	48	紙、板紙（竹製品および回収（廃棄物およびスクラップ）製品を除く）
4406	枕木	4418.4	コンクリート型枠	49	印刷した書籍、小冊子、リーフレット、新聞、雑誌、定期刊行物、幼児用の絵本、図鑑、年鑑、地図、地球図、図案、切手、印刷、転写印刷物、はがき、カレンダー、他
4407	製材品	4418.5	こげら板	9401	座椅子及びその部分品
4408	単板	4418.73、		9403.30、	
4409	木製モールドイング	4418.74、	床用パネル	9403.40、	
4410	パーティクルボード、OSB	4418.75、		9403.50、	木製家具及びその部分品
4411	繊維板、MDF	4418.79		9403.60、	
4412	合板、積層木材、集積木材	4418.81	構造設計用木材製品	9403.91	
4413	改良木材	4418.82	固定集成板	9406.10	木造プレハブ建築物
4414	木製鋼線、鋼線	4418.83	1 型はり		
4415	木製包装容器、木製ケージドラム及び木製パレット	4418.91	竹製のもの		
4416	木製の輪、輪及びこれらの部分品	4418.92	セラウッドパネル		
4417	木製工具並びに工具・はさみ・ばさみ・ブラシの木製本体及び握り、柄の木製	4419	木製の食卓用品及び台所用用品		

欧州議会、EU理事会「欧州議会および理事会の規則（EU）2023/1115 付属書 I」（2023年5月31日）、「対象物品」は税関「輸入統計品目表（実行開税率表）」を基に矢野経済研究所

対象物品の追加基準に関する論点

- 論点②
- 今般の法改正においては、特に輸入の際に実施される合法性確認等（法第6条1項2号）が重要であることから**輸入規模を基準に物品の追加を検討する**
 - なお、貿易統計では輸入価額と輸入量を把握できるが、価額は加工度の高い物品ほど高くなる傾向があることから、**輸入規模に関しては、輸入量で把握することが望ましい**

追加する対象物品について

■追加検討基準については、定期報告義務対象となる事業者の閾値とする

- 輸入量が閾値を上回る物品を対象として追加した場合、一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対して定期報告の義務が課せられることになるため、対象物品への追加効果は高いと考える

以上を踏まえたうえで、対象に追加すべき物品は 戸及びその枠並びに敷居（HSコード4418.21、4418.29）とする

※なお、EUDRでは対象物品をHSコードで規定しているが、HSコードには「熱帯産木材のもの」、「それ以外の木材のもの」以上の定義がない。そのため、「戸及びその枠並びに敷居」の具体的な定義については、ガイドライン案で明らかにすることとする

11

対象物品の追加

建材等_対象物品

「戸及び枠並びに敷居」を新たにクリーンウッド法対象物品に追加

- EUDRでは対象物品をHSコードに基づき規定しているが、「戸及び枠並びに敷居」については、貿易統計上では「熱帯産木材のもの」、「それ以外の木材のもの」以上の定義がない。
- そのため、クリーンウッド法の運用においては、ガイドラインで「戸及びその枠並びに敷居」の具体的な定義を明らかにする必要がある。
- 以下のような情報を参照し、「戸及びその枠並びに敷居」について、ガイドラインにおける物品定義や分類について案を作成した（P21）。

企業・団体名	資料名	公表日	参照箇所
一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 一般社団法人リビングアメニティ協会	建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）運用ガイド	平成29年9月8日	2ページ この運用ガイドでの整理
国土交通省	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版	令和4年3月23日	216～220ページ 7節 木製建具
一般社団法人リビングアメニティ協会	住宅部品の基礎知識	—	https://www.alianet.org/amenitycafe/interior_door/
大建工業株式会社	建材用語集	—	https://www.daiken.jp/buildingmaterials/glossary/
パナソニック ハウジングソリューションズ株式会社	建材・建具の用語	—	https://sumai.panasonic.jp/sumai_create/word/maincategory_06.html
株式会社LIXIL	資材・建具の用語	—	https://www.lixil.co.jp/reform/young/shizai/

12

対象物品の拡大

家具_対象物品

部材に主として木材を使用したもの（重量比50%ルール）撤廃の背景・趣旨

施行規則（省令）における対象物品としての家具については、部材に主として木材を使用したものと記載されており、ガイドラインにおいて下記のように定義している。

- 原則として、部材の総重量に占める、金属、ガラス、プラスチック、樹脂、パーティクルボード、繊維板及びリサイクル材等を除いた「木材」の重量の割合が50%以上であることを指します（※）。

（※）経済産業省「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン（平成29年5月23日）_P4を基に作成

①例外規定の撤廃	➤ 法令上、「主として」という文言を用いているのは、 クリーンウッド法対象物品の中で家具のみ であったが、法制定から5年が経過し、合法性確認の履行が見込めるようになったことから、他の対象物品と平仄を合わせることが望ましい
②円滑な運用に向けた検討	➤ 50%ルールは撤廃することとするが、部材に木材が使用されたものを対象物品とし、部品については引き続き対象外とする旨をガイドラインにおいて記載する。

- 施行規則（省令）における対象物品としての家具については、「部材に木材を使用したもの」と記載することとし「主として」を削除する。

13

対象物品の拡大

家具_対象物品

<対象物品の部材の例>

対象物品		部材の例	部材から除かれる「部品」の例
施行規則規定の家具	分類		
椅子		座面、背もたれ、肘、脚、木枠	
机	机		
	テーブル	天板、袖、脚、側板、引出し	ダボ、木口材、引き手、つまみ等の部品（椅子に付属するメモ台や机に付属するパネルなどの付属品を含む）
	カウンター台		
棚		支柱、棚板、パネル部材（フレーム）	
収納用じゅう器	システム収納		
	玄関収納		
	クローゼット内部収納ユニット		
	ロッカー	天板、箱組、側板、棚板、背板、引出し、扉	ダボ、木口材、引き手、つまみ、把手、台輪、支持棒、フック等の部品（ハンガー等の付属品を含む）
	小型の収納		
	ワゴン		
	キャビネット		
	戸棚		
ローパーティション	システム型	パネル本体、天板、キャビネット、棚	
	自立型	パネル本体、脚	
コートハンガー		脚（ベース）、支柱、フレーム、ハンガー部	
傘立て		フレーム	
掲示板	壁掛け式	掲示面、フレーム、脚	ダボ、木口材、引き手、つまみ等の部品（フック、ハンガー、黒板消し等の付属品を含む）
黒板	自立型		
ホワイトボード	壁掛け式	黒板面、白板面、基台、フレーム、脚	
自立型			
ヘッドフレーム		ヘッドボード、床板、フットボード、サイドレール、脚	

経済産業省「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン（平成29年5月23日）_P6別表を基に作成

- ※ 木材等に該当しないパーティクルボード、繊維板、リサイクル材、化粧紙、メラミン化粧板の樹脂含浸紙、ベーパーハニカムは対象外です。
※ また、取扱説明書、梱包材、修理用交換部品は対象外です。
※ 家具業界において、同じ部材や部品を示す場合であっても呼び方が異なることもあります。ここに例示したものはそうした差異について調整を行ったものではなく、よって、例示の中には重複するものも含まれ、また、例示していなくても部材や部品に該当する場合があります。

14

3. ガイドライン案

15

ガイドライン案作成目的

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和5年5月8日公布）			
第 二 条	一 項	・ 「木材等」とは、木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって 主務省令で定めるもの をいう。	
	二 項	・ 「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって 主務省令で定めるもの をいう。	
省令（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成29年5月1日公布）			
第 二 条	1	家具	・ 椅子、机、棚等、合計11品目のうち、部材に主として木材を使用したもの
	2	パルプ	・ 木材パルプ
	3	紙製品	・ コピー用紙、フォーム用紙等、合計7品目のうち、木材パルプを使用したもの
	4	建材	・ フローリングのうち、基材に木材を使用したもの
	5		・ 木質系セメント板
	6		・ サイディングボードのうち、木材を使用したもの
	7	家具・紙パルプ・建材の中間材	・ 上記物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの
ガイドライン案の作成目的			
▶ クリーンウッド法に基づく取り組みが円滑に行われるよう、「家具、紙等」の具体的な対象物品の定義や解釈などに関する理解を促進するため ▶ 業界団体及び川上・水際の木材関連事業者や小売事業者等に対して、具体的な対象物品や新たに対象となる物品を例示するとともに、クリーンウッド法の運用に際しての考え方を示すことで、合法伐採木材の普及を促進するため			

16

ガイドライン案_構成

協議会検討事項：対象物品について	
1. ガイドラインの意義	
2. 木材関連事業者の定義	
(1) 木材関連事業者とは	
(2) 合法性の確認等が義務付けられる木材関連事業者とは	
(3) 小売事業者の木材関連事業者への追加	
3. 対象物品について	
家具	
①家具の対象物品	
②考え方	
(1)「部材」についての考え方	
(2)「木材を使用したもの」についての考え方	
③家具の中間材について	
④家具における対象物品の定義から外れるもの	
⑤その他備考	
紙パルプ	
①紙パルプの対象物品	
②考え方	
(1)「木材パルプを使用したもの」についての考え方	
③紙パルプの中間材について	
④紙パルプにおける対象物品の定義から外れるもの	
⑤その他備考	
建材・建具	
①建材・建具の対象物品	
②考え方	
(1)「フローリングのうち、基材に木材を使用したもの」についての考え方	
(2)「木質系セメント板」についての考え方	
	(3)「サイディングボードのうち木材を使用したもの」についての考え方
	(4)「戸、枠、敷居」についての考え方
	③建材・建具の中間材について
	④建材における対象物品の定義から外れるもの
	⑤その他備考
4. 合法性の確認等	
(1) 川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務の履行方法	
(2) 川上・水際の木材関連事業において追加的に実施することが必要な措置	
(3) 木材等を譲り渡すときに必要な措置	
(4) 必要な体制の整備	
(5) 木材関連事業者の登録	
(6) 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する定期報告の義務付け	
①一定規模以上とは（閾値について）	
5. その他措置	
(1) 素材生産販売事業者による情報提供の義務	
(2) 木材関連事業者が4の（1）のほか、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置	

17

ガイドライン案

家具_対象物品		
No	省令（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成29年5月1日））	ガイドライン案
1	家具の対象物品	
	➢ 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したもの ➢ 「部材に木材を使用したもの」に変更予定（変更の背景・趣旨はP16参照）	➢ 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち、 部材に木材を使用したもの （部材の例はP17参照）。 ➢ 「 木材を使用したもの 」とは、パーティクルボード、繊維版、リサイクル材等を除いた木材を指します。 ➢ 部材の総重量に占める木材の重量の多寡に関係なく、木材を使用した家具全てが対象となります。
2	中間材	
	➢ 物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの	➢ 木材を使用しているものは全て対象となります。（※1）
3	家具の対象物品の定義から外れるもの	
		➢ 対象物品となる家具と同様の機能を持っているものであっても、家具以外の他の機能が付加されたもの（車椅子、調理台、実験台、喫煙テーブル、キッチンユニット（ユニットの構成品としての収納用じゅう器等を含む。以下のユニット類も同様）、洗面化粧台ユニット、浴室ユニット、トイレユニット、電子掲示板等）については、クリーンウッド法の家具の定義から除かれます。（※2）

（※1）（※2）経済産業省「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン（平成29年5月23日）_P3を基に作成

18

ガイドライン案

紙パルプ_対象物品

No	省令（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成29年5月1日））	ガイドライン案
4	パルプの対象物品 ➤ 木材パルプ	➤ 木材パルプとは木材を原料としたパルプを指します。
5	紙の対象物品 ➤ コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレtpペーパーのうち、木材パルプを使用したもの	➤ 「木材パルプを使用したもの」について、 木材パルプの配合率は問いません。配合率にかかわらず 、木材パルプを使用したコピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレtpペーパーは対象となります。
6	中間材 ➤ 物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの	➤ 中間材とは、コピー用紙やインクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー、トイレtpペーパー等の 原紙 を指します。 ➤ 木材パルプの原料となる木材チップ及び紙の原料となる木材パルプについては、中間材には含みません ➤ ティッシュペーパーの箱やトイレtpペーパーの芯、コピー用紙の包装紙などの付帯品も中間材には含みません。
7	紙パルプにおける対象物品の定義から外れるもの	➤ パルプの対象物品について、 非木材（ケナフ、バガス、竹、コットンリンターなど）や古紙、合成繊維を原料としたパルプは含みません。 ➤ 紙の対象物品について、 木材パルプを一切使用しないもの（古紙配合率100%品など）は、グリーンウッド法の紙の定義から除かれます。

19

ガイドライン案

建材等_対象物品

No	省令（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成29年5月1日））	ガイドライン案
8	建材等の対象物品 ➤ 木質系セメント板（※3）	➤ 木質系セメント板とは、「 JIS A 5404 木質系セメント板 」に該当するものとします。 ➤ 木質系セメント板は主に、木毛セメント板と木片セメント板に大別され、木毛セメント板とは、リボン状に削り出した木毛をセメントと混練し圧縮・成型した建築用のボードを指します。 ➤ また、木片セメント板とは、木質原料の最大長さが50mm以下のもので、木質原料－フレーカーを用いて製造した薄片（フレーク）とセメントを主原料とし、少量の水などと混練した混合原料を、板状に圧縮成型した材料を指します。
	➤ サイディングボードのうち、木材を使用したもの（※4）	➤ 窯業サイディングの内、 木繊維混入セメント・ケイ酸カルシウム板に属するもの を指します。

（※3）一般財団法人日本規格協会「JIS A 5404：2019」ならびに全国木質セメント板工業会ホームページの文言等を基に作成

（※4）日本窯業外装材協会「合法伐採対象品目」登録の件（平成28年12月19日）を基に作成

20

ガイドライン案

建材等_対象物品

No	省令（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成29年5月1日））	ガイドライン案
9	対象物品の追加	
	➤ 新たに、「戸及びその枠並びに敷居」を対象物品に追加予定	➤ 戸とは、部屋の内部及び外部との仕切りに用いる開閉できる建具を指します。開閉機構によって「開き戸」「引戸」「吊戸」「折戸」があります。 ➤ 開き戸は、蝶番で前後に開閉する扉を指します。 ➤ 引戸は、開口部の上下のレールに戸を噛ませ、水平方向にスライドさせて開閉する戸を指します。ふすま、戸ぶすま、障子も引戸に含まれます。 ➤ 吊戸は、引戸のうち上部のレールの上に戸を噛ませたものを指します。 ➤ 折戸は、開いた際に扉自身が折りたためる戸を指します。 ➤ 枠は、戸を取り付けるための枠を指します。 ➤ 敷居は、戸をはめ込むために下部に敷かれた水平部材を指します。

21

ガイドライン案

建材・建具_対象物品

No	省令（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成29年5月1日））	ガイドライン案
10	中間材	
	➤ 物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの	➤ 木材を使用しているものは全て対象となります。
11	建材等の対象物品の定義から外れるもの（※5）	
		・ 面材系：壁材・腰壁、天井材（軒天井を含む） ・ 建具系：建具（室内ドア、クローゼット扉、間仕切、玄関ドアなど）、建具枠 ・ 階段系：スライドタラップ、ロフトタラップ、階段ユニット（側板、桁、巾木、踏板、踊り場、上段框、蹴込板などの部材を含む） ・ 造作材系：巾木、回り縁、出隅、入隅、額縁、見切、窓枠、窓台、無目枠、カーテンボックス、笠木、手摺ユニット、長押、鴨居、敷居、縦枠、付け柱、畳寄、框、式台、カウンター（板状で壁等に固定するもの）、棚板（押入等に設置するもの） ・ 家具系：建材・家具以外の機能が付加されたもの（掘こたつユニット、床暖房、床下収納ユニット、畳コーナーユニットなど） ・ エクステリア系：濡れ縁、ウッドタイル、デッキパネル・化粧板：化粧繊維板・化粧パーテュルボード

（※5）一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会・一般社団法人リビングアメニティ協会
「建材・住宅設備メーカーのためのグリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）運用ガイド」（平成29年9月8日）_P2を基に作成

22

【第2回協議会 開催概要】

開催日時	2024 年 2 月 29 日（木） 10:00～10:45
開催場所	経済産業省会議室 及び オンライン
出席者	【協議会委員】 一般社団法人 日本オフィス家具協会 一般社団法人 日本家具産業振興会 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会 一般社団法人 日本窯業外装材協会 一般社団法人 日本 DIY・ホームセンター協会 一般社団法人 全国建具組合連合会 一般社団法人 全国木質セメント板工業会 家具経済同友会 日本製紙連合会 日本洋紙代理店会連合会 【オブザーバー】 林野庁 林政部 木材利用課 国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室 経済産業省 製造産業局 素材産業課 【事務局】 経済産業省 製造産業局 生活製品課 株式会社矢野経済研究所
議事	1. 開会 2. 事務局説明 3. 意見交換 4. 閉会
主な意見	《家具業界》 ・ 合法性確認について、クリーンウッド法とグリーン購入法の2つのルールで確認する場合、事業者の事務負担が大きくなるため、両者の管理の仕方を極力同じにするよう、引き続き検討して欲しい 《紙業界》 ・ 登録制度について、改正になった場合に義務化をするということだが、登録という行為は今後も続くのか。 《建材業界》 ・ 追加する対象物品として、修正後では「戸およびその枠」となってい

	るが、ここに「木材を使用した」という言葉を加えて欲しい。「戸」と「枠」を別個にして、「戸のうち部材に木材を使用したもの」「戸の枠のうち、基材に木材を使用したもの」として欲しい。 ・ 「戸」に関して、クリーンウッド法対象となる「部材」と対象外の「部品」の記述については、運用面を考慮すると、対象となる部材を詳細に記載した案 1の方が適切であると考える。
--	--

第2回
家具・紙等業界における合法伐採木材等の
円滑な流通・利用促進協議会

事務局資料

2024年2月29日（木）

1

目次

1. 前回のご指摘事項	3
2. 対象物品の追加	6
3. ガイドライン案の修正	9

2

1. 前回のご指摘事項

3

第一回協議会_委員からのご指摘事項

No	業界	団体名	委員名	ご指摘事項	対応の方向性
1	家具	日本オフィス家具協会 日本家具産業振興会	山口委員 松尾委員	監督官庁への報告に当たり、報告単位が「個数」や「重量」など、法律やガイドラインによって異なると事業者の事務手続きが煩雑となるため、考慮して欲しい。	引き続き検討
2				合法性確認について、CW法とグリーン購入法の2つのルールで確認する場合、事業者の事務負担が大きくなる。両者の管理の仕方を極力同じにして欲しい。	引き続き検討
3		家具経済同友会 日本DIY・ホームセンター協会	長島委員 関委員	- ガイドラインについて、大手事業者から中小事業者まで、あらゆる事業者が理解できるよう、分かりやすくして欲しい。 - ガイドラインの周知徹底・積極的な広報活動をして欲しい。	引き続き検討
4	紙パルプ	日本洋紙代理店会 連合会	金田委員	ガイドライン案の中間材について、木材パルプを中間材に含めないこと自体には異論はないが、「木材パルプの原料となる木材チップ及び紙の原料となる木材パルプについては、中間材には含みません」の一文は、ガイドラインに載せないほうが良いと考えている。木材パルプは対象物品に入っているのに、中間材でまた木材パルプの記述が入ると混乱するのではないかと考えている。	ガイドライン案に反映

4

第一回協議会_委員からのご指摘事項

No	業界	団体名	委員名	ご指摘事項	対応の方向性
5	建材等	日本建材・住宅設備産業協会	宮島委員	• 追加予定の物品は「戸及びその枠並びに敷居」となっているが、枠並びに敷居や、他に鴨居などは、全て戸の枠を指すものであることから、「戸及びその枠」という言葉が適切である。	ガイドライン案に反映
6				• 「戸及びその枠」の部材や部品について、グリーンウッド法対象となる部材と対象外となる部品を明示して欲しい。	ガイドライン案に反映
7				• ガイドライン案における「戸及びその枠」の品目定義では、対象となる具体的な物品がわかりにくい。 • 部材、基材に木材を使用したものという言葉を加えるべき。	ガイドライン案に反映
8		全国建具組合連合会	栗原委員	• 建具等の製品実態に照らして、物品定義などを検討して欲しい。	ガイドライン案に反映

5

2. 対象物品の追加

6

対象物品の追加（第1回協議会再掲）

建材等_対象物品

「戸及び枠並びに敷居」を新たにクリーンウッド法対象物品に追加

- EUDRでは対象物品をHSコードに基づき規定しているが、「戸及び枠並びに敷居」については、貿易統計上では「熱帯産木材のもの」、「それ以外の木材のもの」以上の定義がない。
- そのため、クリーンウッド法の運用においては、ガイドラインで「戸及びその枠並びに敷居」の具体的な定義を明らかにする必要がある。
- 以下のような情報を参照し、「戸及びその枠並びに敷居」について、ガイドラインにおける物品定義や分類について案を作成した。

企業・団体名	資料名	公表日	参照箇所
一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 一般社団法人リビングアメニティ協会	建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）運用ガイド	平成29年9月8日	2ページ この運用ガイドでの整理
国土交通省	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版	令和4年3月23日	216～220ページ 7節 木製建具
一般社団法人リビングアメニティ協会	住宅部品の基礎知識	—	https://www.alianet.org/amenitycare/interior_door/
大建工業株式会社	建材用語集	—	https://www.daiken.jp/buildingmaterials/glossary/
パナソニック ハウジングソリューションズ株式会社	建材・建具の用語	—	https://sumai.panasonic.jp/sumai_create/word/maincategory_06.html
株式会社LIXIL	資材・建具の用語	—	https://www.lixil.co.jp/reform/young/shizai/

7

対象物品の追加

建材等_対象物品

■委員からのご指摘事項

No. 5	追加予定の物品は「戸及びその枠並びに敷居」となっているが、枠並びに敷居や、他に鴨居などは、全て戸の枠を指すものであることから、「戸及びその枠」という言葉が適切である。
-------	---

第一回協議会	修正後	備考
➤ 新たに、「戸及びその枠並びに敷居」を対象物品に追加予定	➤ 新たに、「戸及びその枠」を対象物品に追加予定	（変更）

8

3. ガイドライン案の修正

9

ガイドライン案_構成

協議会検討事項：対象物品について

1. ガイドラインの意義

2. 木材関連事業者の定義

- (1) 木材関連事業者とは
- (2) 合法性の確認等が義務付けられる木材関連事業者とは
- (3) 小売事業者の木材関連事業者への追加

3. 対象物品について

家具

- ①家具の対象物品
- ②考え方
 - (1)「部材」についての考え方
 - (2)「木材を使用したもの」についての考え方
- ③家具の中間材について
- ④家具における対象物品の定義から外れるもの
- ⑤その他備考

紙パルプ

- ①紙パルプの対象物品
- ②考え方
 - (1)「木材パルプを使用したもの」についての考え方
- ③紙パルプの中間材について
- ④紙パルプにおける対象物品の定義から外れるもの
- ⑤その他備考

建材等

- ①建材等の対象物品
- ②考え方
 - (1)「フローリングのうち、基材に木材を使用したもの」についての考え方
 - (2)「木質系セメント板」についての考え方

- (3)「サイディングボードのうち木材を使用したもの」についての考え方
- (4)「戸及びその枠並びに敷居」についての考え方
- ③建材等の中間材について
- ④建材等における対象物品の定義から外れるもの
- ⑤その他備考

4. 合法性の確認等

- (1) 川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務の履行方法
- (2) 川上・水際の木材関連事業において追加的に実施することが必要な措置
- (3) 木材等を譲り渡すときに必要な措置
- (4) 必要な体制の整備
- (5) 木材関連事業者の登録
- (6) 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する定期報告の義務付け
 - ①一定規模以上とは（閾値について）

5. その他措置

- (1) 素材生産販売事業者による情報提供の義務
- (2) 木材関連事業者が4の（1）のほか、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置

10

ガイドライン案

紙パルプ_対象物品

■委員からのご指摘事項

No.4	ガイドライン案の中間材について、「木材パルプの原料となる木材チップ及び紙の原料となる木材パルプについては、中間材には含みません」の一文はガイドラインに載せないほうが良いと考えている。
------	---

ガイドライン案（第一回協議会）	ガイドライン案（修正後）	備考
中間材 ➢ 中間材とは、コピー用紙やインクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー、トイレtpペーパー等の原紙を指します。 ➢ 木材パルプの原料となる木材チップ及び紙の原料となる木材パルプについては、中間材には含みません ➢ ティッシュペーパーの箱やトイレtpペーパーの芯、コピー用紙の包装紙などの付帯品も中間材には含みません。	中間材 ➢ 中間材とは、コピー用紙やインクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー、トイレtpペーパー等の原紙を指します。 ➢ ティッシュペーパーの箱やトイレtpペーパーの芯、コピー用紙の包装紙などの付帯品も中間材には含みません。	(削除)

11

ガイドライン案

建材等_対象物品

■委員からのご指摘事項

No.6	「戸及びその枠」の部材や部品について、クリーンウッド法対象となる部材と対象外となる部品を明示して欲しい。
------	--

<対象物品の部材の考え方・案1>

施行規則規定	対象物品	部材の例	部材から除かれる「部品」の例
	分類		
戸	内装ドア（出入口、収納部）	表面材、芯材、棧材、コア材 仕上材、框材、組子、化粧 縁、鏡板、腰板、大手張り	把手(レバー・ハンドル)、引手、丁番、戸車、吊車、ラッチ、施錠装置、明かり窓、レバーストップパー、ドア・クローザ、ドアストッパー、消音パッキン、指はさみ防止材、ドアアイ、新聞受、上げ落とし類、ドアガード・用心鎖類等の部品（鍵などの付属品を含む）
	ふすま・戸ぶすま		
	障子		
	玄関ドア		

※部材の例：一般財団法人ベターリビング「優良住宅部品認定基準 内装ドア」P4等を基に作成

※部品から除かれる「部品」の例：一般財団法人ベターリビング「優良住宅部品認定基準 内装ドア」P5「付属部材」より扉に付くもの、同「玄関ドア」P3「付属部品」より扉に付くものを抜粋

案1	メリット	デメリット
	➢ 対象部材を詳細に記載し明確化	➢ 実務上で確認事項・作業が増加する懸念あり

12

ガイドライン案

建材等_対象物品

■委員からのご指摘事項

No.6	「戸及びその枠」の部材や部品について、クリーンウッド法対象となる部材と対象外となる部品を明示して欲しい。
------	--

＜対象物品の部材の考え方・案2＞

施行規則規定	対象物品	基材の例	基材から除かれる「部品」の例
	分類		
戸	内装ドア（出入口、収納部）	パネル本体	把手(レバー・ハンドル)、引手、丁番、戸車、吊車、ラッチ、施錠装置、明かり窓、レバーストップパー、ドア・クローザ、ドアストッパー、消音パッキン、指はさみ防止材、ドアアイ、新聞受、上げ落とし類、ドアガード・用心鎖類等の部品（鍵などの付属品を含む）
	ふすま・戸ぶすま		
	障子		
	玄関ドア		

※基材から除かれる「部品」の例：一般財団法人ベターリビング「優良住宅部品認定基準 内装ドア」P5「付属部材」より扉に付くもの、同「玄関ドア」P3「付属部品」より扉に付くものを抜粋

案2	メリット	デメリット
	➢ 運用上のわかりやすさを重視	➢ パネル本体の構成部材の詳細が不明

13

ガイドライン案

建材等_対象物品

■委員からのご指摘事項

No.7	ガイドライン案における「戸及びその枠」の品目定義では、対象となる具体的な物品がわかりにくい。部材、基材に木材を使用したものという言葉を加えるべき。
------	---

ガイドライン案（第一回協議会）	ガイドライン案（修正後）	備考
➢ 戸とは、部屋の内部及び外部との仕切りに用いる開閉できる建具を指します。 ➢ 開閉機構によって「開き戸」「引戸」「吊戸」「折戸」があります。 ➢ 開き戸は、蝶番で前後に開閉する扉を指します。 ➢ 引戸は、開口部の上下のレールに戸を噛ませ、水平方向にスライドさせて開閉する戸を指します。ふすま、戸ぶすま、障子も引戸に含まれます。 ➢ 吊戸は、引戸のうち上部のレールのみで戸を噛ませたものを指します。 ➢ 折戸は、開いた際に扉自身が折りたためる戸を指します。 ➢ 枠は、戸を取り付けるための枠を指します。 ➢ 敷居は、戸をはめ込むために下部に敷かれた水平部材を指します。	戸とは、以下のもののうち部材に木材を使用したものを指します。 ・居室、便所等の屋内の出入口及び収納部に用いる建具（内装ドア）（※1） ・建築物の外壁面及び屋内隔壁の出入口に用いる建具（玄関ドア※窓・サッシは除く）（※2） ➢ 開閉機構によって「開き戸」「引戸」「吊戸」「折戸」があります。 ➢ 開き戸は、蝶番で前後に開閉する扉を指します。引戸は、開口部の上下のレールに戸を噛ませ、水平方向にスライドさせて開閉する戸を指します。ふすま、戸ぶすま、障子も引戸に含まれます。 ➢ 吊戸は、引戸のうち上部のレールのみで戸を噛ませたものを指します。 ➢ 折戸は、開いた際に扉自身が折りたためる戸を指します。 枠とは、敷居、鴨居、縦枠など戸を取り付けるための枠のうち、基材に木材を使用したものを指します。	（追加） （変更） （追加） （削除） （削除）

（※1）一般財団法人ベターリビング「優良住宅部品認定基準 内装ドア」を基に作成
（※2）一般財団法人日本規格協会「JIS A 4702：2021」を基に作成

14

ガイドライン案

建材等_対象物品

省令（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成29年5月1日））	ガイドライン案
中間材	
➤ 物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの	➤ 木材を使用しているものは全て対象となります。
建材等の対象物品の定義から外れるもの（※3）	
	・ 面材系：壁材・腰壁、天井材（軒天井を含む） ・ 建具系：建具（室内ドア、タローゼット扉、間仕切、玄関ドアなど）、建具枠 ・ 階段系：スライドタラップ、ロフトタラップ、階段ユニット（側板、桁、巾木、踏板、踊り場、上段框、蹴込板などの部材を含む） ・ 造作材系：巾木、回り縁、出隅、入隅、額縁、見切、窓枠、窓台、無目枠、カーテンボックス、笠木、手摺ユニット、長押、鴨居、敷居、縦枠、付け柱、置寄、框、式台、カウンター（板状で壁等に固定するもの）、棚板（押入等に設置するもの） ・ 家具系：建材・家具以外の機能が付加されたもの（掘こたつユニット、床暖房、床下収納ユニット、畳コーナーユニットなど） ・ エクステリア系：濡れ縁、ウッドタイル、デッキパネル・化粧板：化粧繊維板・化粧パーティクルボード

（※3）一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会・一般社団法人リビングアメニティ協会
「建材・住宅設備メーカーのためのグリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）適用ガイド」（平成29年9月8日）_P2を基に作成

③ガイドライン（案）

事務局の検討ならびに協議会での議論を経て、ガイドライン（案）を以下の通り作成した。

経済産業省

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく 合法木材の普及に向けた紙パルプ・家具・建材に関するガイドライン

－ 目次（案） －

1. ガイドラインの意義

2. 木材関連事業者の定義

- （1）木材関連事業者とは（改正クリーンウッド法第2条第4項）
- （2）合法性の確認等が義務付けられる木材関連事業者とは
- （3）小売事業者の木材関連事業者への追加

3. 対象物品について

- （1）木材の定義等について
 - ①木材とは
 - ②木材の定義から除かれるもの
- （2）対象物品について

■ 家具

■ 紙パルプ

■ 建材等

4. 合法性の確認等

- （1）川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務
 - ①原材料情報の収集、合法性の確認
 - ②記録の作成・保存
 - ③情報の伝達
- （2）川上・水際の木材関連事業において追加的に実施することが必要な措置
- （3）木材等を譲り渡すときに必要な措置
- （4）必要な体制の整備
- （5）木材関連事業者の登録
- （6）一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する定期報告の義務付け
 - ①一定規模以上とは（閾値について）

5. その他措置

- （1）素材生産販売事業者による情報提供の義務
- （2）木材関連事業者が4の（1）のほか、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置

経済産業省

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく
合法木材の普及に向けた紙パルプ・家具・建材に関するガイドライン

－ 本文（案） －

1. ガイドラインの意義

2. 木材関連事業者の定義

（1）木材関連事業者とは

1. 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売を除く。）をする事業
2. 素材生産販売事業者から委託を受けて素材の販売をする事業
3. 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
4. 前三号に掲げるもののほか、木材等を利用する事業であって主務省令で定めるもの

（2）合法性の確認等が義務付けられる木材関連事業者とは

- ・ 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、川上・水際の木材関連事業者は、取り扱う木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことの確認をしなければならない（以下「合法性の確認」という。）。具体的な合法性の確認の方法は、「4. 合法性の確認等の方法」を参照。
- ・ 川上・水際の木材関連事業者とは、下記に掲げる行為を行う事業者をいう。
 1. 素材生産販売事業者からの素材（既に合法性の確認がされた素材であることが、伝達された情報により明らかなものを除く）の譲受け又は譲渡しの受託
 2. 外国において本邦に輸出される木材等の譲渡しをする事業を営む者からの木材等の譲受け又は譲渡しの受託
 3. 自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の加工

業種	川上・水際の木材関連事業者の具体例
家具業界	家具メーカー、家具輸入販売事業者・・・
紙パルプ業界	製紙メーカー、商社・・・
建材業界	建材メーカー、建材商社・・・

（3）小売事業者の木材関連事業者への追加

- ・ 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録を受けるよう措置。
- ・

3. 対象物品について

(1) 木材の定義等について

①木材とは

- ・ クリーンウッド法において、木材は合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）ニの1に規定しており、以下のとおりです。
- ・ 「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材」並びに「木質ペレット、チップ及び小片」

「ひき板及び角材」には、縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものが該当します。

「単板及び突き板」には、合板用単板、これに類する積層材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のものが該当します。

「合板、単板積層材及び集成材」には、合板やこれに類する積層材として、単板積層材、集成材、CLTなどが該当します。

「木質ペレット、チップ及び小片」には、チップ状又は小片状の木材及び木毛、木粉又は小片をペレット状に凝結させたものが該当します。

②木材の定義から除かれるもの

- ・ クリーンウッド法では、「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするもの」（以下、「リサイクル材」という）は木材の定義から除かれています。

(2) 対象物品について

■ 家具

1. 対象物品

- ・ 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち、部材に木材を使用したもの。
- ・ 「木材を使用したもの」とは、パーティクルボード、繊維版、リサイクル材等を除いた木材を指します。
- ・ 部材の総重量に占める木材の重量の多寡に関係なく、木材を使用した家具全てが対象となります

2. 中間材

- ・ 物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの
- ・ 木材を使用しているものは全て対象となります。

3. 対象物品の定義からはずれるもの

- 対象物品となる家具と同様の機能を持っているものであっても、家具以外の他の機能が付加されたもの（車椅子、調理台、実験台、喫煙テーブル、キッチンユニット（ユニットの構成品としての収納用じゅう器等を含む。以下のユニット類も同様）、洗面化粧台ユニット、浴室ユニット、トイレユニット、電子掲示ボード等）については、クリーンウッド法の家具の定義から除かれます。

■ 紙パルプ

1. 紙パルプの対象物品

【木材パルプ】

- 木材パルプとは木材を原料としたパルプを指します。

【紙】

- 「木材パルプを使用したもの」について、木材パルプの配合率は問いません。配合率にかかわらず、木材パルプを使用したコピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーは対象となります。

2. 中間材

- 中間材とは、コピー用紙やインクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の原紙を指します。
- ティッシュペーパーの箱やトイレットペーパーの芯、コピー用紙の包装紙などの付帯品も中間材には含みません。

3. 対象物品の定義からはずれるもの

- パルプの対象物品について、非木材（ケナフ、バガス、竹、コットンリンターなど）や古紙、合成繊維を原料としたパルプは含みません。
- 紙の対象物品について、木材パルプを一切使用しないもの（古紙配合率 100%品など）は、クリーンウッド法の紙の定義から除かれます。

■ 建材等

1. 対象物品

【木質系セメント板】

- 木質系セメント板とは、「JIS A 5404 木質系セメント板」に該当するものとします。
- 木質系セメント板は主に、木毛セメント板と木片セメント板に大別され、木毛セメント板とは、リボン状に削り出した木毛をセメントと混練し圧縮・成型した建築用のボ

ードを指します。

- ・ また、木片セメント板とは、木質原料の最大長さが 50mm以下のもので、木質原料－フレーカーを用いて製造した薄片（フレーク）とセメントを主原料とし、少量の水などと混練した混合原料を、板状に圧縮成型した材料を指します。

【サイディングボードのうち、木材を使用したもの】

- ・ 窯業サイディングの内、木繊維混入セメント・ケイ酸カルシウム板に属するものを指します。

【戸及びその枠】

- ・ 戸とは、以下のもののうち部材に木材を使用したものを指します。
- ・ 居室、便所等の屋内の出入口及び収納部に用いる建具（内装ドア）
- ・ 建築物の外壁面及び屋内隔壁の出入口に用いる建具（玄関ドア※窓・サッシは除く）
- ・ 開閉機構によって「開き戸」「引戸」「吊戸」「折戸」があります。
- ・ 開き戸は、蝶番で前後に開閉する扉を指します。
- ・ 引戸は、開口部の上下のレールに戸を噛ませ、水平方向にスライドさせて開閉する戸を指します。ふすま、戸ぶすま、障子も引戸に含まれます。
- ・ 吊戸は、引戸のうち上部のレールの上に戸を噛ませたものを指します。
- ・ 折戸は、開いた際に扉自身が折りたためる戸を指します。
- ・ 枠とは、敷居、鴨居、縦枠など戸を取り付けるための枠のうち、基材に木材を使用したものを指します。

2. 中間材

- ・ 木材を使用しているものは全て対象となります。

3. 対象物品の定義からはずれるもの

- ・ 面材系：壁材・腰壁、天井材（軒天井を含む）
- ・ 階段系：スライドタラップ、ロフトタラップ、階段ユニット（側板、桁、巾木、踏板、踊り場、上段框、蹴込板などの部材を含む）
- ・ 造作材系：巾木、回り縁、出隅、入隅、額縁、見切、窓枠、窓台、無目枠、カーテンボックス、笠木、手摺ユニット、長押、付け柱、畳寄、框、式台、カウンター（板状で壁等に固定するもの）、棚板（押入等に設置するもの）
- ・ 家具系：建材・家具以外の機能が付加されたもの（掘こたつユニット、床暖房、床下収納ユニット、畳コーナーユニットなど）
- ・ エクステリア系：濡れ縁、ウッドタイル、デッキパネル・化粧板：化粧繊維板・化粧パーティクルボード

4. 合法性の確認等の方法

(1) 川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務

- ・ 川上・水際の木材関連事業者は、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達をしなければならない。

①原材料情報の収集、合法性の確認

- ・ 木材関連事業を行う者が収集する書類は、次の（１）及び（２）の通り。

(1) 次に掲げる事項が記載された書類（納品書、通関書類など）

- ・ 種類及び原材料となっている樹木の樹種
- ・ 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
- ・ 重量、面積、体積又は数量
- ・ 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所（樹木の所有者にあっては記載不要。）

(2)原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

②記録の作成・保存木材関連事業者は ～に関する記録を○年間保存することとします。

③情報の伝達

(2) 川上・水際の木材関連事業において追加的に実施することが必要な措置

(3) 木材等を譲り渡すときに必要な措置

(4) 必要な体制の整備

(5) 木材関連事業者の登録

(6) 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する定期報告の義務付

①一定規模以上とは（閾値について）

5. その他措置

(1) 素材生産販売事業者による情報提供の義務

- ・ 4の（１）で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、素材生産販売事業者に対し、当該木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を行うことを義務付け

(2) 木材関連事業者が4の（１）のほか、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置

二次利用未承諾リスト

報告書の題名

令和5年度産業経済研究委託事業
（「合法伐採木材等の流通及び利用の
促進に関する法律」の改正に向けた木
材関連製品の流通等に係る調査）調査
報告書

委託事業名

令和5年度産業経済研究委託事業
（「合法伐採木材等の流通及び利用の
促進に関する法律」の改正に向けた木
材関連製品の流通等に係る調査）

受注事業者名：株式会社矢野経済研究所

[illegible]